

平成18年第1回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成18年4月4日(火曜日) 午前10時05分開会

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (50名)

1番	楠 正 次	議員	2番	内 藤 孝	議員
3番	渡 部 優	議員	4番	山 内 政	議員
5番	高 野 精 一	議員	6番	馬 場 信 作	議員
7番	湯 田 秀 春	議員	8番	大 宅 宗 吉	議員
9番	渡 部 忠 雄	議員	10番	星 光 久	議員
11番	目 黒 幸 雄	議員	12番	菅 家 幸 弘	議員
13番	星 登 志 一	議員	14番	平 野 均	議員
15番	阿久津 梅 夫	議員	16番	渡 部 東	議員
17番	湯 田 賢 太 朗	議員	18番	芳 賀 芳 一	議員
19番	芳賀沼 順 一	議員	20番	星 和 男	議員
21番	星 利 一	議員	22番	星 茂	議員
23番	平 野 昌 盛	議員	24番	湯 田 直 美	議員
25番	森 豊 喜	議員	26番	星 喜 弥	議員
27番	平 野 五 十 男	議員	28番	渡 部 昌 仲	議員
29番	五十嵐 司	議員	30番	平 野 修 治	議員
31番	五十嵐 正 純	議員	32番	大 竹 幸 一	議員
33番	渡 辺 善 栄	議員	34番	大 山 卓	議員
35番	児 山 寿 明	議員	36番	酒 井 昭 次 郎	議員
37番	平 野 虎 一	議員	38番	阿久津 進	議員
39番	馬 場 清 雄	議員	40番	渡 部 康 吉	議員
41番	月 田 和 行	議員	43番	星 謙 一 郎	議員
44番	星 祥 信	議員	45番	君 島 勝 美	議員
46番	村 井 民 重	議員	47番	河原田 苗 利	議員
48番	湊 田 幹 夫	議員	49番	渡 部 衛	議員

50番 馬場秀男 議員

51番 室井 強 議員

欠席議員

42番 芳賀 惠一 議員

説明のための出席者

星 光 芳	町長職務執行者	助 役
	収 入 役	教 育 長
湯 田 タマイ	会 計 室 長	渡 部 雄 次
星 安 晴	館岩総合支所長	室 井 智
五十嵐 竹 則	南郷総合支所長	酒 井 浩 蔵
渡 部 俊 夫	税 務 課 長	星 廣 政
室 井 裕	健康福祉課長	菊 地 新 六
舟 木 平 蔵	建 設 課 長	森 秀 一
	農業委員会事務局長	児 山 忠 雄
馬 場 増 男	生涯学習課長	横 山 孝 夫
		長 沼 芳 樹

事務局職員出席者

澤 田 洋 一	議会事務局長	酒 井 直 伸	書 記
---------	--------	---------	-----

年長議員の紹介

○澤田洋一事務局長 おはようございます。大変ご苦労様でございます。

総務課付け参事の澤田でございます。本臨時会は合併後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本議場に出席の議員中、湊田幹夫議員が最年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

それでは湊田議員、議長席にお着き願います。

臨時議長の挨拶

○湊田幹夫臨時議長 只今、紹介されました湊田幹夫であります。

これより議長選挙が終わるまでの間、臨時議長として務めさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。議事進行につきましては南会津町議会会議規則ほか、関係条例の規則等がまだ公布されておりませんが、このあと議員提出議案として提案を予定しております関係条例、規則案等に準じて進行いたします。

議員各位には、円滑に議事進行ができますようご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日は、合併後の初議会であります。

町広報担当課及び報道関係者から写真撮影等の申し出がありましたので、これを許可いたします。ご了承願います。

ここで恒例により、議会出席者の自己紹介をお願いしたいと思いますが、この議会は大勢の議員でありますし、議員と事務局職員については先日の懇談会の席上、紹介を済ませております。また、時間の関係もございますので、この際、議員と事務局職員の紹介を省略いたしまして、執行部の方々の紹介をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

執行部の自己紹介

○湊田幹夫臨時議長 それでは、執行部の方々のご紹介をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

〔町長職務執行者から順に自己紹介〕

○湊田幹夫臨時議長 以上で執行部のご紹介を終らせていただきます。

午前10時05分開会

開会の宣告

○湊田幹夫臨時議長 それでは只今より、平成 18 年第 1 回南会津町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

○湊田幹夫臨時議長 只今の出席議員は 50 名であります。
都合により、欠席届があった議員は芳賀恵一君であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○湊田幹夫臨時議長 本日の議事日程は、お手元にご配布のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

仮議席の指定

○湊田幹夫臨時議長 日程第 1、仮議席の指定をおこないます。
仮議席は、只今着席の議席を指定いたしますので、よろしくお願ひいたします。

町長職務執行者の挨拶

○湊田幹夫臨時議長 ここで町長職務執行者より、ごあいさつをしたい旨の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 平成 18 年第 1 回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところ、ご参集を賜り誠にありがとうございます。

合併後の初議会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

私、星光芳でございますが、新町長が決定するまでの間、南会津町長職務執行者として町政を担わせていただくことになりましたので、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。ご承知のとおり、3月20日、田島町、館岩村、伊南村及び南郷村が合併し、南会津町が誕生をいたしました。この歴史的な記念すべき日を迎えることができましたことは、町村長並びに町村議会議員の皆様を始め、合併協議会委員の皆様、住民の皆様方の深いご理解とご指導ご支援によるものと心より厚くお礼を申し上げます。

また、本日ここに南会津町議会が初めて開催され、南会津町としての初めての議案等が審議されますことは、実質的にも新町の歴史が動き始めたものと感じているところであります。新町の施策といたしましては新町まちづくり計画の将来像に掲げた、地域の宝を磨き自然と人が調和した町の実現を目指して、取り組むことといたしておりますが、私の役割は短期間で合併直後のこともあり、空白や停滞のない住民サービスの提供と速やかな一体感、安心感の醸成に努めると共に、つなぎ役として新町長に滞りなく引き継ぐことと認識をいたしております。与えられた期間、誠心誠意務めてまいりますので議員皆様のご指導ご協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○湊田幹夫臨時議長 ありがとうございます。以上で町長職務執行者のあいさつを終らせていただきます。

議長の選挙

○湊田幹夫臨時議長 次に日程第2、議長の選挙を行ないたいと思います。選挙の方法は投票により行ないますので、議場の出入り口の閉鎖をお願いいたします。

〔事務局職員出入り口閉鎖〕

○湊田幹夫臨時議長 閉鎖終了しましたか。

〔事務局職員から出入り口を閉鎖した旨の声あり〕

○湊田幹夫臨時議長 只今の出席議員は50名であります。ここで立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に仮議席 14 番 平野均君、仮議席 20 番 星和男君、仮議席 23 番 平野昌盛君、仮議席 24 番 湯田直美君、仮議席 26 番 星喜弥君を指名いたします。

○湊田幹夫臨時議長 それでは投票用紙を配布させます。

〔事務局職員投票用紙配付〕

○湊田幹夫臨時議長 なお、念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湊田幹夫臨時議長 投票用紙の配布漏れはないと認めます。

それでは職員をして投票箱を改めさせます。

〔「異常ありません」との事務局職員の声あり〕

○湊田幹夫臨時議長 異常なしと認めます。それでは、只今から投票を行います。

職員の点呼に応じ、記載所において投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順次投票を願います。

○澤田洋一事務局長 点呼いたします。

〔澤田洋一事務局長、議席順に議員名点呼〕

○湊田幹夫臨時議長 以上で、50 名の方が投票されたと思いますが、投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湊田幹夫臨時議長 投票漏れはないと認めます。投票を終了いたします。

それでは、ただちに開票をおこないます。立会人の方は開票の立会いをお願いします。先ほど 5 名の方、前の方へお願いします。

〔事務局職員開票〕

○湊田幹夫臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 50 票。そのうち有効投票 50 票であります。有効投票のうち児山寿明君 26 票、五十嵐正純君 24 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 13 票であります。

よって、児山寿明君が議長に当選されました。

ここで、議場の出入り口を開きます。

〔事務局職員出入り口の閉鎖を解除〕

○湊田幹夫臨時議長 只今議長に当選されました児山寿明君が議長におられますので、この席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、告知いたします。

新副議長の挨拶

○湊田幹夫臨時議長 それでは児山寿明君、ご挨拶をお願いします。

○児山寿明議長 只今の議長選におきまして推薦をいただきました児山寿明であります。大変、重圧をいっぱい感じております。合併の新しい町が、先ほど職務代理者よりもお話がありましたが、正にその歴史は動いたというお話を重く受け止めました。私はこの合併によってできました南会津のこの中核の町を、皆さんと一緒に住みよい豊かな、本当に合併して良かったなあと言われるような町に努力をしていきたいと思っております。もとより私くし、その任の者ではございませんが、皆様のお力をお借りしまして、一生懸命やっしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。大変舌足らずでございますが、胸がいっぱいで何を申してよいのか分からない状態しております。対等の立場、互譲の精神をもっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくご指導ご鞭撻をお願いいたします。ありがとうございました。

○湊田幹夫臨時議長 以上で、私の臨時議長の職務を終わらせていただきます。

これまでのご協力、誠にありがとうございました。それでは、ここで、新議長と議長席を交代させていただきます。ありがとうございました。

○児山寿明議長 議事に入る前に、ここで暫時休憩いたします。

休憩午前10時37分

再開午前11時10分

議 事 日 程 （第 1 号の追加 1）

- 日程第 1 議員提出議案第 1 号 南会津町議会会議規則の制定について
- 日程第 2 議員の辞職願について
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 副議長の選挙について
- 日程第 7 議員提出議案第 2 号 南会津町議会委員会条例の制定について
- 日程第 8 議員提出議案第 3 号 南会津町議会傍聴規則の制定について
- 日程第 9 議員提出議案第 4 号 南会津町議会事務局設置条例の制定について
- 日程第 10 議員提出議案第 5 号 専決事項の指定について
- 日程第 11 議員提出議案第 6 号 南会津町議会議員の報酬の減額に関する条例の制定
について
- 日程第 12 常任委員会委員の選任について
- 日程第 13 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 14 田島下郷町衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第 15 西部環境衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第 16 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第 17 農業委員会委員の推薦について

日程第 18 都市計画審議会委員の推薦について

日程第 19 民生委員推薦会委員の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

このあとの議事日程は、お手元に配付の第 1 号の追加 1 のとおりであります。

それでは早速、議事を進行してまいります。

議員提出議案第 1 号の上程・説明

○児山寿明議長 日程第 1、議員提出議案第 1 号、南会津町議会会議規則の制定についてを議題といたします。

職員をして朗読いたさせます。

〔事務局職員朗読〕

○児山寿明議長 提出者より提案理由の説明を求めます。仮議席 34 番大山卓君。

○大山卓議員 只今議題となりました議員提出議案第 1 号南会津町議会会議規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成 18 年 3 月 20 日、町村合併により南会津町が誕生したことから、南会津町議会における議会運営の公正と効率性を確保するため、地方自治法第 120 条の規定に基づき、会議の運営に関する手続き及び議会内部の規律を定めた南会津町議会会議規則を制定するものであります。

なお、議員提出議案については 4 町村で構成しました議会運営調整委員会を通じて、各町村議会において協議し、調整を図ってきたものでありまして、さらに先日の議員全員懇談会におきましても要点の説明をしております。

以上、ご理解をいただきまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議員提出議案第 1 号の質疑・討論・採決

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 ないようですので質疑、討論を終結いたします。

議員提出議案第1号、南会津町議会会議規則の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員辞職願の上程・採決

○児山寿明議長 次に日程第2、議員辞職願についてを議題といたします。

芳賀恵一君から議員の辞職願が提出されております。職員をして辞職願を朗読いただきます。

○澤田洋一事務局長 辞職願、私は一身上の都合により南会津町議会議員を辞職したいので許可願いたく、ここにお届けいたします。平成18年3月20日、南会津町古町字居平12の5、芳賀恵一、南会津町議会議長様。

○児山寿明議長 お諮りいたします。

芳賀恵一君の議員の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、芳賀恵一君の議員の辞職を許可することに決定しました。

議席の指定

○児山寿明議長 次に日程第3、議席の指定を行います。

議席は、先の議員懇談会の申し合せにより、只今着席の議席を本議席として指定いたしますが、議長は最終番号に、更に今ほど議員辞職がありましたので、順次、1番ずつ繰り上げいたします。従いまして、最終番号の50番を議長とします。それでは議席にありません氏名票を持参して議席替えをお願いいたします。席替えの間、暫時休憩いたします。

休憩午前11時18分

再開午前11時21分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○児山寿明議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により1番 楠正次君、2番 内藤孝君を指名いたします。

会期の決定

○児山寿明議長 次に日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会は本日から4月7日までの4日間とし、明5日及び6日を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日から4月7日までの4日間とし、明5日及び6日を休会とすることに決定いたしました。

副議長の選挙

○児山寿明議長 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。議場の出入り口を閉じます。

〔事務局職員出入り口閉鎖〕

○児山寿明議長 只今の出席議員は50名であります。ここで立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に14番 平野均君、20番 星和男君、23番 平野昌盛君、24番 湯田直美君、26番 星喜弥君を指名いたします。

それでは投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔事務局職員投票用紙配付〕

○児山寿明議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 投票用紙の配布漏れはないと認めます。

それでは職員をして投票箱を改めさせます。

異常ありませんか。

〔「異常ありません」との事務局職員の声あり〕

○児山寿明議長 異常なしと認めます。それでは、只今から投票をおこないます。

職員の点呼に応じ、記載所にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順次投票を願います。

○澤田洋一事務局長 点呼いたします。

〔澤田洋一事務局長、議席順に議員名点呼〕

○児山寿明議長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 投票漏れはないと認めます。投票を終了いたします。

それでは、ただちに開票を行います。立会人の方は開票の立会いをお願いいたします。

〔事務局職員開票〕

○児山寿明議長 それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 50 票。そのうち有効投票 50 票であります。有効投票のうち大山卓君 30 票、渡辺善栄君 18 票、五十嵐正純君 1 票、五十嵐司君 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、13 票であります。

よって、大山卓君が副議長に当選されました。

ここで、議場の出入り口を開きます。

〔事務局職員出入り口の閉鎖を解除〕

○児山寿明議長 只今副議長に当選されました大山卓君が議場におられますので、この席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、告知いたします。

新副議長の挨拶

○児山寿明議長 それでは大山卓君、ごあいさつをお願いいたします。

○大山卓副議長 只今は副議長という重責に皆様方のご協力によりまして、当選させていただきましてありがとうございました。心より厚くお礼を申し上げます。今後は議長を補佐し、円滑な議会運営に努めさせていただきたいと思っております。そして、新生南会津町の発展と住んでよかった、住みたいと言うまちづくりのために一生懸命努力していきたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願いいたしまして、一言、あいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

議席の一部変更

○児山寿明議長 只今の副議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。副議長の議席は、議会運営申し合せ事項により最終の議長席のひとつ前となっております。副議長大山卓君の議席を49番に変更し、順次1番ずつ繰り上げいたします。それでは議席にあります氏名票を持参して、議席替えをお願いいたします。席替えの間、暫時休憩いたします。昼食休憩といたします。

休憩午前11時45分

再開午前1時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員提出議案第2号・同3号・同4号の上程・説明

日程第7、議員提出議案第2号、南会津町議会委員会条例の制定について

日程第8、議員提出議案第3号、南会津町議会傍聴規則の制定について

日程第9、議員提出議案第4号、南会津町議会事務局設置条例の制定について

を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、ただちに提出者より提案理由の説明を求めます。

49番大山卓君。

○大山卓副議長 只今一括議題となりました3件について、提案理由の説明を申し上げます。まず、議員提出議案第2号、南会津町議会委員会条例であります。本案は平成18年3月20日、町村合併により南会津町が誕生したことから、議会審議能率の向上のため、地方自治法第109条の規定に基づき南会津町議会における委員会の組織及び運営に関する事項を定めた南会津町議会委員会条例を制定するものであります。なお、先程議員の辞職がありましたので、これまで説明してきました条例附則第2項の委員会定数の読み替え規定中、総務委員会の17人を16人に修正して提案していますので申し添えます。

続いて議員提出議案第3号、南会津町議会傍聴規則であります。本案は平成18年3月20日、町村合併により南会津町が誕生したことから、南会津町議会における傍聴に関し必要な事項を定めるため、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、南会津町議会傍聴規則を制定するものであります。

続いて議員提出議案第4号、南会津町議会事務局設置条例であります。本案は平成18年3月20日、町村合併により南会津町が誕生したことから、議会の庶務的事務の処理及び円滑な活動確保のため、地方自治法第138条第2項の規定に基づき、南会津町議会事務局設置条例を制定するものであります。

以上、ご理解をいただきましてご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議員提出議案第2号・同3号・同4号の質疑・討論・採決

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。

はじめに議員提出議案第2号、南会津町議会委員会条例の制定についての討論に入ります。

まず反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 次に賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 ないようですので討論を終結いたします。

これより議員提出議案第2号、南会津町議会委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○児山寿明議長 次に議員提出議案第3号、南会津町議会傍聴規則の制定についての討論に入ります。

まず反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 次に賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 ないようですので討論を終結いたします。

これより議員提出議案第3号、南会津町議会傍聴規則の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○児山寿明議長 次に議員提出議案第4号、南会津町議会事務局設置条例の制定についての討論に入ります。

まず反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 次に賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議員提出議案第4号、南会津町議会事務局設置条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第5号の上程・説明

○児山寿明議長 次に日程第10、議員提出議案第5号、専決事項の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略して、ただちに提出者より提案理由の説明を求めます。

49番 大山卓君。

○大山卓副議長 只今議題となりました議員提出議案第5号、専決事項の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議会の権限に属する軽易な事項で、町長において専決処分ができる事項を指定するものであります。

したがって議会の権限を自ら制限するものではありませんが、賠償者への迅速な対応や軽易な事業契約変更など事務事業の効率化を図るためのものであります。

本案は議会運営調整委員会においても、一部異論はありましたが結論として原案のとおり調整を図ってきたものであります。

以上、ご理解をいただきましてご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議員提出議案第5号の質疑・討論・採決

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と言う人あり〕

質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず反対討論の発言を許します。

3番 渡部優君。

○渡部優議員 本議案は、議会の権限というか、権限を町村長に移ってしまって議会の議決権を失うものであるというふうに考えます、という内容だというふうに思います。しかしながら、地方分権の推進がどんどんどんどん進んでいる中で、地方議会のあり方、活性化ということで、全国町村議会議長会においても平成9年4月から約1年余りをかけて、地方町村議会活性化研究会というのを立ち上げ、その中で町村議会の活性化方策に関する報告書ということで6項目ほど報告されている訳であります。その中でも、地方議会の議決権の拡大の範囲の拡大、地方議会の議決権の強化等がうたわれており、まさに分権の進む中で、本議案は逆行する議会のあり方の逆行する形であるというふうに私は考えまして、輕易とは言え、やはり議会人である自身としては、やはりその責任を全うしたいという考えもありますので、本議案に対しては、まさに慎重にあるべきというふうに考えまして、反対をいたします。以上であります。

○児山寿明議長 次に賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議員提出議案第5号、専決事項の指定についてを採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立者多数〕

○児山寿明議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第6号の上程・説明

○児山寿明議長 次に日程第11、議員提出議案第6号、南会津町議会議員の報酬の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者より提案理由の説明を求めます。

49番 大山卓君。

○大山卓副議長 只今議題となりました議員提出議案第6号、南会津町議会議員の報酬の減額に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、合併協定書における議会議員の定数及び任期の取り扱いにおいて在任期間中の報酬額は現行のとおりとする。ただし、新町の議会において相当額の減額をするよう求めるものとしていることから、文中、ただし書きを尊重し、議員発議により自ら減額するため制定するものであります。

なお、率につきましても議会運営調整委員会を通じて各町村議会において協議し、ぎりぎりの調整を図ってきたものであります。

以上、ご理解をいただきまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

議員提出議案第6号の質疑・討論・採決

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

42番 君島勝美君。

○君島勝美議員 この案件につきましては、私は議員の1人として、まず田島町は大きいものですから、色んな、範囲が広いから経費もかかることだと思いますが、やはり、同じ3村の南郷、伊南、館岩村は館岩村にあわせることが、私は適当でないかと思うわけでありまして。せっかく合併をし、仲良く、そしていい町をつくるのにもかかわらず、こういう差があったのでは、今後の議案、一問一言について何も残らないといたら嘘になりますから、やはり、自分のところを自ら削り、そしてみんな仲良く、いい審議をしていい町をつくることに、私は3村は同じにするべきであると思っておりますので、この案件につきましては反対をいたします。

○児山寿明議長 今は質疑の場です。質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず反対討論の発言を許します。ございませんか。只今、42番、君島勝美君が反対の討論をされました。

次に賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 ないようですので討論を終結いたします。

これより議員提出議案第6号、南会津町議会議員の報酬の減額に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、起立によって採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立者多数〕

○児山寿明議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員会委員の選任

○児山寿明議長 次に日程第12、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、町議会委員会条例第7条第1項の規定に基づき、先の議員懇談会申し合せのとおり、議長において指名したいと思います。

職員をして常任委員会ごとに所属の委員名を朗読いたさせます。

○澤田洋一事務局長 朗読いたします。総務委員会定数16人。3番渡部優議員、10番星光久議員、12番菅家幸弘議員、17番湯田賢太朗議員、21番星利一議員、23番平野昌盛議員、24番湯田直美議員、27番平野五十男議員、31番五十嵐正純議員、37番馬場清雄議員、39番月田和行議員、43番村井民重議員、44番河原田苗利議員、46番渡部衛議員、49番大山卓議員、50番児山寿明議員。

続いて産業建設委員会定数17人。7番湯田秀春議員、8番大宅宗吉議員、9番渡部忠雄議員、13番星登志一議員、14番平野均議員、15番阿久津梅夫議員、16番渡部東議員、18番芳賀芳一議員、22番星茂議員、25番森豊喜議員、29番五十嵐司議員、30番平野修治議員、32番大竹幸一議員、38番渡部康吉議員、40番星謙一郎議員、41番星祥信議員、42番君島勝美議員。

次に文教厚生委員会定数17人。1番楠正次議員、2番内藤孝議員、4番山内政議員、5番高野精一議員、6番馬場信作議員、11番目黒幸雄議員、19番芳賀沼順一議員、20番星和男議員、26番星喜弥議員、28番渡部昌仲議員、33番渡辺善栄議員、34番酒井昭次郎議員、35番平野虎一議員、36番阿久津進議員、45番湊田幹夫議員、47番馬場秀男議員、48番室井強議員。以上であります。

○児山寿明議長 只今朗読のとおり、南会津町議会常任委員会委員に指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。よって、只今指名したとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

只今選任いたしました各常任委員は休憩中にそれぞれ委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を終わるよう委員会条例第9条の規定により、ここに招集いたします。あわせて委員会選出の各種委員についても選出方よろしくお願いをいたします。各委員会の会議室は、総務委員会が会議室第1・第2、産業建設委員会がりハーサル室、文教厚生委員会が検診ホールでお願いいたします。

なお、委員長、副委員長等が決まりましたら議長あて報告をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。よろしくお願いをいたします。

休憩午後 1時25分

再開午後 2時31分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会正副委員長の互選結果報告

○児山寿明議長 休憩中、各常任委員会において互選された結果は総務委員長に17番湯田賢太郎君、同じく副委員長に12番菅家幸弘君。産業建設委員長に29番五十嵐司君、同じく副委員長に13番星登志一君。文教厚生委員長に28番渡部昌仲君、同じく副委員長に26番星喜弥君が、それぞれ互選されましたのでご報告いたします。

議会運営委員会委員の選任

○児山寿明議長 次に日程第13、議会運営委員会委員の選任を行います。

本委員会の定数は6名であります。お諮りいたします。

委員の選任については、運営申し合せ事項に基づき、各常任委員会2名の推薦により指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

それでは議会運営委員会委員の指名をいたします。

総務委員会、17番湯田賢太郎君、39番月田和行君。産業建設委員会、16番渡部東君、29番五十嵐司君。文教厚生委員会、20番星和男君、28番渡部昌仲君。以上、6名の方を選任したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、只今の6名を議会運営委員会委員に選任することに決まりました。

只今選任いたしました議会運営委員は、休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選をおこない、速やかに委員会の構成を終わるよう委員会条例第9条の規定により、ここに招集いたします。

委員会の会議室は、会議室第1・第2でお願いします。なお、委員長、副委員長が決まりましたら議長あて報告願います。

なお、議会運営委員会が終了次第、旧町村ごとに各種委員及び広報委員の選出をお願いいたします。会議室は旧田島が総務委員会室、旧館岩が産業建設委員会室、旧伊南が楽屋、旧南郷が文教厚生委員会室をお願いいたします。暫時休憩をいたします。

休憩午後 2時35分

再開午後 3時20分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会正副委員長互選の結果報告

○児山寿明議長 休憩中、委員会における正副委員長互選の結果は、議会運営委員会委員長に 39 番月田和行君、同じく副委員長に 20 番星和男君が互選されましたので報告いたします。

田島下郷町衛生組合議会議員の選挙

○児山寿明議長 次に日程第 14、田島下郷町衛生組合議会議員の選挙を行います。

選挙する議員の定数は 5 名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦によりおこないたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

本議員の選任にあたりましては、先の議員懇談会の申し合せにより旧田島町議員をもって充てることになっております。お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

それでは、田島下郷町衛生組合議会議員に、5 番高野精一君、32 番大竹幸一君、50 番児山寿明、24 番湯田直美君、48 番室井強君の 5 名を指名いたします。

お諮りいたします。只今指名しました 5 名の方を田島下郷町衛生組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、只今指名しました 5 名の方が田島下郷町衛生組合議会議員に当選されました。

只今当選されました5名の方が議場におられますので会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。以上でこの選挙を終わります。

西部環境衛生組合議会議員の選挙

○児山寿明議長 次に日程第15、西部環境衛生組合議会議員の選挙を行います。選挙する議員の定数は10名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

本議員の選任にあたりましては、先の議員懇談会の申し合せにより旧館岩村議員3名、旧伊南村議員3名、旧南郷村議員4名をもって充てることになっております。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

それでは西部環境衛生組合議会議員に、旧館岩村15番阿久津梅夫君、21番星利一君、22番星茂君、旧伊南村、4番山内政君、6番馬場信作君、8番大宅宗吉君、旧南郷村、23番平野昌盛君、25番森豊喜君、31番五十嵐正純君、39番月田和行君の10名を指名いたします。

お諮りいたします。

只今指名しました10名の方を、西部環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、只今指名しました10名の方が西部環境衛生組合議会議員に当選されました。

只今当選されました10名の方が議場におられますので会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。以上でこの選挙を終わります。

南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙

○児山寿明議長 次に日程第 16、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

選挙する議員の定数は 6 名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

本議員の選任にあたりましては、先の議員懇談会の申し合せにより旧田島町議員 3 名、旧館岩村議員 1 名、旧伊南村議員 1 名、旧南郷村議員 1 名をもって充てることになっております。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

それでは南会津地方広域市町村圏組合議会議員に、旧田島町、40 番星謙一郎君、45 番湊田幹夫君、50 番児山寿明、旧館岩村、49 番大山卓君、旧伊南村、27 番平野五十男君、旧南郷村、31 番五十嵐正純君の 6 名を指名いたします。

お諮りいたします。

只今指名しました 6 名の方を、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、只今指名しました 6 名の方が南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

只今当選されました 6 名の方が議場におられますので会議規則第 33 条第 2 項の規定による告知をいたします。以上でこの選挙を終わります。

農業委員会委員の推薦

○児山寿明議長 次に日程第 17、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本議会が推薦する委員の数は、合併協定書により 4 名となっております。

本委員の推薦にあたりましては、先の議員懇談会の申し合せにより、旧 4 町村各 1 名をもって充てることになっております。

お諮りいたします。

推薦者につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

それでは農業委員会委員に、旧田島町、皆川昇藏氏、旧館岩村、芳賀芳一氏、旧伊南村、星祥信氏、旧館岩村、渡部忠雄氏の 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。

只今指名しました 4 名の方を、議会推薦の農業委員と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって議会推薦の農業委員は、只今指名しました 4 名の方を推薦することに決定しました。

都市計画審議会委員の推薦

○児山寿明議長 次に日程第 18、都市計画審議会委員の推薦についてを議題といたします。

本議会が推薦する委員の数は、このあと提案を予定されております南会津町都市計画審議会条例第 3 条第 1 項の規定により 4 名となっております。

本委員の推薦にあたりましては、先の議員懇談会の申し合せにより旧田島町 2 名、旧館岩村 1 名、旧伊南村 1 名をもって充てることになっております。

お諮りいたします。

推薦者につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

それでは、都市計画審議会委員に、旧田島町、45 番湊田幹夫君、48 番室井強君、旧館岩村、42 番君島勝美君、旧伊南村、28 番渡部昌仲君の 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。

只今指名しました 4 名の方を、議会推薦の都市計画審議会委員と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の都市計画審議会委員は、只今指名しました 4 名の方を推薦することに決定しました。

民生委員推薦会委員の推薦

○児山寿明議長 次に日程第 19、民生委員推薦会委員の推薦についてを議題といたします。

本議会が推薦する委員の数は、民生委員法第 8 条第 2 項の規定により 2 名以内となっております。

本委員の推薦にあたりましては、先の議員懇談会の申し合せにより文教厚生委員会の正副委員長をもって充てることになっております。

お諮りいたします。

推薦者につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって議長から指名することに決定いたしました。

それでは民生委員推薦会委員に 26 番星喜弥君、28 番渡部昌仲君の 2 名を指名いたします。

お諮りいたします。

只今指名しました 2 名の方を、議会推薦の民生委員推薦会委員と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって議会推薦の民生委員推薦会委員は、只今指名しました 2 名の方を推薦することに決定しました。

散会の宣告

- 児山寿明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。
次の本会議は、4月7日午前10時から開議し、議案審議を行います。
本日は、大変ご苦勞様でございました。

午後3時33分散会

平成18年第1回南会津町議会臨時会 第2日

議事日程 (第2号)

平成18年4月7日(金曜日)午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第1号 専決処分について
専決第1号 南会津町役場の位置を定める条例ほか、198件の条例制定
について
- 日程第 2 議案第2号 専決処分について
専決第2号 平成17年度南会津町一般会計予算
専決第3号 平成17年度南会津町国民健康保険特別会計予算
専決第4号 平成17年度南会津町老人保健特別会計予算
専決第5号 平成17年度南会津町介護保険特別会計予算
専決第6号 平成17年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算
専決第7号 平成17年度南会津町公共下水道事業特別会計予算
専決第8号 平成17年度南会津町簡易水道事業特別会計予算
専決第9号 平成17年度南会津町水道事業会計予算
- 日程第 3 議案第3号 専決処分について
専決第10号 字の名称の変更について
専決第11号 公平委員会事務の福島県への委託について
専決第12号 南会津町指定金融機関の指定について
専決第13号 福島県市町村総合事務組合への加入について
- 日程第 4 議案第4号 専決処分について
専決第14号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 5 議案第5号 専決処分について
専決第15号 南会津町税条例の一部を改正する条例
専決第16号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第6号 専決処分について
専決第17号 平成18年度南会津町一般会計暫定予算
専決第18号 平成18年度南会津町国民健康保険特別会計暫定予算
専決第19号 平成18年度南会津町老人保健特別会計暫定予算
専決第20号 平成18年度南会津町介護保険特別会計暫定予算
専決第21号 平成18年度南会津町農林業集落排水事業特別会計暫定予算
専決第22号 平成18年度南会津町公共下水道事業特別会計暫定予算
専決第23号 平成18年度南会津町簡易水道事業特別会計暫定予算
専決第24号 平成18年度南会津町水道事業会計暫定予算
- 日程第 7 常任委員の所属変更の件について

日程第 8 議員派遣の件について

日程第 9 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (50 名)

1 番	楠 正 次	議員	2 番	内 藤 孝	議員
3 番	渡 部 優	議員	4 番	山 内 政	議員
5 番	高 野 精 一	議員	6 番	馬 場 信 作	議員
7 番	湯 田 秀 春	議員	8 番	大 宅 宗 吉	議員
9 番	渡 部 忠 雄	議員	10 番	星 光 久	議員
11 番	目 黒 幸 雄	議員	12 番	菅 家 幸 弘	議員
13 番	星 登 志 一	議員	14 番	平 野 均	議員
15 番	阿久津 梅 夫	議員	16 番	渡 部 東	議員
17 番	湯 田 賢 太 朗	議員	18 番	芳 賀 芳 一	議員
19 番	芳賀沼 順 一	議員	20 番	星 和 男	議員
21 番	星 利 一	議員	22 番	星 茂	議員
23 番	平 野 昌 盛	議員	24 番	湯 田 直 美	議員
25 番	森 豊 喜	議員	26 番	星 喜 弥	議員
27 番	平 野 五 十 男	議員	28 番	渡 部 昌 仲	議員
29 番	五十嵐 司	議員	30 番	平 野 修 治	議員
31 番	五十嵐 正 純	議員	32 番	大 竹 幸 一	議員
33 番	渡 辺 善 栄	議員	34 番	酒 井 昭 次 郎	議員
35 番	平 野 虎 一	議員	36 番	阿久津 進	議員
37 番	馬 場 清 雄	議員	38 番	渡 部 康 吉	議員
39 番	月 田 和 行	議員	40 番	星 謙 一 郎	議員
41 番	星 祥 信	議員	42 番	君 島 勝 美	議員
43 番	村 井 民 重	議員	44 番	河原田 苗 利	議員
45 番	湊 田 幹 夫	議員	47 番	馬 場 秀 男	議員
49 番	大 山 卓	議員	50 番	児 山 寿 明	議員

欠席議員

46 番	渡 部 衛	議員	48 番	室 井 強	議員
------	-------	----	------	-------	----

説明のための出席者

星 光 芳	町長職務執行者	助 役
-------	---------	-----

湯田	タマイ	収入役	渡部	雄次	教 育 長
星	安 晴	会計室長	室井	智 蔵	総務課課長補佐
五十嵐	竹 則	館岩総合支所長	酒井	浩 蔵	伊南総合支所長
渡部	俊 夫	南郷総合支所長	星	廣 政	企画観光課長
室井	裕	税務課長	菊地	新 六	住民生活課長
舟木	平 蔵	健康福祉課長	森	秀 一	農 林 課 長
馬場	増 男	建設課長	児山	忠 雄	環境水道課長
		農業委員会事務局長	横山	孝 夫	教 育 次 長
		生涯学習課長	長沼	芳 樹	学校教育課長

事務局職員出席者

澤田	洋 一	議会事務局長	酒井	直 伸	書 記
----	-----	--------	----	-----	-----

開議の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。

只今の出席議員は 48 名であります。

都合により、欠席届のあった議員は 46 番 渡部衛君、48 番 室井強君であります。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程は、お手元にご配布のとおりであります。

議案訂正の申出

○児山寿明議長 ここで、総務課長補佐より発言したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

総務課長補佐。

○室井智総務課長補佐 2点ほど訂正をさせていただきたいと思います。本日の資料はお手元にお配りしたかと思っておりますけれども、まず1点目はですね、すでに皆さんにご配布になりました仮例規集です。これをちょっとご覧いただきたいと思っております。これの610ページでございます。ご覧いただきたいと思っております。条例第139号、南会津町農村公園条例でございますが、校正前の条文がそのまま掲載されてしまいました。ミスプリントでございます。全部差し替えということで、本日お手元に配付されております条文とそっくり差し替えをお願いしたいと思っております。本日、この条文が配付になっているかと思っております。これとそっくり差し替えをお願いしたいというふうに思っております。業者へのですね、発注の段階でのミスと思われるかもしれませんが、誠に申し訳ございませんでした。2点目でございますが、平成17年度南会津町一般会計予算書をご覧いただきたいと思っております。これの一般の67ページをご覧いただきたいと思っております。歳出予算になりますけれども、教育費の保健体育費の中の節で18、備品購入費ということがあがっているかと思っておりますが、2,152万5千円、大変失礼いたしました。議員さんに配られているのは68ページだそうです。申し訳ありませんでした。一般の68ページ18の備品購入費ご覧いただきたいと思っております。2,152万5千円が計上になっているかと思っておりますけれども、その説明の中でですね、マイクロバス購入費という形で載っているかと思っております。これは記載誤りでありまして、グレンデ整備車購入費の誤りでございます。グレンデ整備車購入費ですね、マイクロバス購入費という

のは誤りでありまして、ゲレンデ整備車購入費の誤りでございます。大変申し訳ありませんでした。お詫びして、ここで訂正させていただきます。

○児山寿明議長 よろしいでしょうか。只今総務課長補佐説明のとおり、専決第1号の条例第139号、南会津町農村公園条例及び平成17年度一般会計予算書の説明書きにかかる訂正であります。お分かりでしょうか。ご了承願います。

それでは審議に入ります。

議案第1号の上程・説明

○児山寿明議長 日程第1、議案第1号、専決処分について、専決第1号、南会津町役場の位置を定める条例ほか、198件の条例制定についてを議題といたします。

提出者の町長職務執行者より、提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 平成18年第1回南会津町議会臨時会に提案をいたしました議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りましてご決定くださいますようお願いを申し上げます。

それでは議案第1号、専決処分について、ご説明を申し上げます。

本件は、専決第1号、南会津町役場の位置を定める条例ほか、198件の条例制定についてでありまして、南会津町の発足に伴い、円滑な行政運営を進めるうえで必要な199件の条例について空白期間が許されないところから新町の設置日であります3月20日に町長職務執行者において専決処分し、即時、施行したものであります。南会津町の条例の制定にあたりましては合併協議会で協議し、確認された協定項目の内容及び事務事業調整の分科会や部会等での協議結果に基づき、4町村の条例を基本として調整、整備したものであります。条例199件につきましては、すでにご配布しております例規集のとおりでありますので、ご覧をいただきたいと思います。よろしくご審議賜りまして、ご承認くださいますようお願いいたします。

議案第1号の質疑・討論・採決

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。

まず、質疑の進め方をご説明いたします。質疑は同一議題につき3回となっておりますが、本議題は内容として199件の条例があります。件数も多く全分野にわたっておりますので便宜上、大体50件程度を一区切りとして、4分割して審議を進めていきます。

さらに、討論と表決は一括で行いたいと思います。なお、質疑の回数は一区切りごとに3回まで認めることといたしますが、議員数も審議件数も多いわけでありますから、できるだけ簡潔明瞭に質疑、また執行者は答弁されますよう、ご協力方特にお願いをいたします。

それでは最初に一区切りとする範囲を申し上げます。第1区分は条例第1号から4ページの条例第53号まで。第2区分は条例第54号から6ページの条例第104号まで。第3区分は条例第105号から8ページの条例第152号まで。第4区分は条例第153号から最後の条例第199号まで。以上の4分割で審議を進めていきます。

それでは、第1区分の条例第1号、南会津町役場の位置を定める条例から条例第53号、南会津町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例まで、53件の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

32番、大竹幸一君。

○大竹幸一議員 何点か質問いたしますが、まず、質問の前に今の条例第何号までっていうような区切りをですね、四つ設けましたが、この例規集を見ると条例何号、条例の番号でもいいんですが、かえってページの方がですね、分かり易いと思うんですが、あるいはページもあわせて言ってもらえればありがたいと思います。それで質問いたしますが、最初、ここに記載されていませんが、この条例の協議ですね、これはいつ頃終わっていつ印刷に発注していつ頃この条例は納品になったのかというようなことについて、まず伺います。それから二つ目でありまして、二つ目はページ数が11ページになります。11ページの名誉町民条例ですね、条例5号ですか、まあ10ページかかっていますが、その中で11ページを見ますと、この条例は館岩村と南郷村で前にあったんだなあということが分かりますが、田島町ではなかった訳であります。そこで、館岩や南郷では誰がどのような理由で名誉村民になっていたのかと、それを伺いたいと思います。次は15ページにいきまして15ページの南会津町選挙公報発行に関する条例7号ですか、これですが、この条例の中で15ページの一番下の方に選挙公報の発行を中止する場合とこうなっております。16ページの方に無投票の場合には選挙公報の発行はしないんだと、無投票あるいは天災その他の事故ですね、こうなっておりますけれども、実は一昨年ですか、田島では無投票ということを経験した訳であります。やはり、無投票のあとで多くの有権者の方から、議員の持っていた政見と申しますか、あるいは経歴と、そういうものが分からないというような話がありましたので、後から議会広報、議会だよりの臨時号で、そんなことを、こう含んだ、発行した経過がありますけれども、やはりせっかく立候補する場合には選挙公報のための準備をね、万全にして立候補するわけですね、その書類も整っていないと立候補受付になんないわけでありますから、やはり、無投票であってもですね、私は今後、発行するようにこうできないかなというように思うんです。選挙公報でなくても新聞報道とかね、色んなマスコミ報道で分かるんじゃないかという話もありますが、やはり選挙公報というのは自分で書いたものを縮小するんだと、写真撮ってあるんだとこうなっております。

ますが、マスコミ報道ではね、やはり記者が書いたものでありますから間違いもあるという点で、やはりこの選挙公報を発行するようにすべきじゃないかというように思いますがいかがですか。それから、そこまでかな、71 ページはあれですか、あと第2回目かな。条例の20号、20号は2回目ですか。

○児山寿明議長 第2区分は条例第54号からです。

○大竹幸一議員 54号、じゃもう少しいきますか。71ページの結婚資金条例、条例第20号です。71ページ、これも田島町ではなかったものですから聞いてみますが、この条例の中で2条の2項ですね、2条の2項の中に貸与を受ける者の年収が一定額以下の者とか書いてありますが、この一定額っていうのはいくらをさしているのか、条例上こう明確にする必要はないのかどうかね、そして、また、最近5年間の利用状況ですね、これはどうなっているのかどうか、何人くらいこの条例で結婚資金を借りているのかどうか、館岩の方で借りていたのかどうかという質問になると思いますが、そこを伺います。それから、次は109ページにいきまして、定数条例、条例第25号ですね、定数条例、109ページなんですけど、この中で第2条の中に定数が書いてありますが、これは合併した関係で増えている訳ですが、ただひとつ一番下の水道企業ですね、これが田島町の条例の時には8人あったんですよ。しかし、合併したのにですね、3人に減っている訳ですが、何でこればかり減っているのかという理由ですね、伺います。それから、次は、今度はだめか、今度は409ページの奨学資金の条例、これは2回目かな、条例88号、これは後に回しますか、じゃ今の定数条例までを、まず伺います。

○児山寿明議長 総務課長。

○室井智総務課長補佐 32番議員にお答えいたします。まず、最初ですね、例規集の関係でございますが、協議がいつ終り、いつ印刷に発注し、いつ納品になったのかということでございますけれども、例規の調整にあたりましてはですね、合併協議会の各分科会、21の分科会がございましたが、それを中心に行ってまいりました。条例、規則、要綱合わせて700を超えるですね、例規について調整を行ってまいりました。例規の調整協議がありますが、第1次原案の協議、それから第2次原案の協議を経まして、平成18年1月末で、ほとんどの協議が終了した訳でございますけれども、一部法律の改正などがありまして、それを反映させるためにですね、調整を必要とする部分がございました。その関係で2月まで調整がずれ込んだものがありまして、最終的に協議が終了したのは3月初めということでございます。印刷についてですね、すべての例規が揃った段階で例規番号なり、ページの割り振りというようなことをしなければなりません。ですから最終的に揃った段階で印刷所への発注という形になった訳でありますけれども、3月になってから印刷作業を開始したという経緯がございます。それで、納品、いつ納品ということですが、一応、この仮例規集につきましては3月23日納品ということでありましたので、ご理解いただきたいというように思います。それから選挙公報の発行に関する件でございますが、選挙公報に関しましては公職選挙法これ第171条にある訳ですが、その中で投票を行うことを必要としなくなったときは、選挙公報の発行の手続きを中止するという規定が公職選

挙法上でございます。町はですね、この規定に基づきまして選挙公報に関する条例を設けております。そういうことで公職選挙法に準拠するという形になっておりますので、投票をやらなくなった場合には発行を中止するというような規程になっております。あくまで選挙公報というのは有権者がですね、投票する際の参考とすべきものであるというように考えておりますので、ひとつ、ご理解をいただきたいというように思います。それから職員の定数条例でございますが、水道企業はですね、8人から3人に減っていると、理由はと言うことでございますけれども、旧田島町の職員定数条例の中ではですね、水道企業職員の定数を議員さんご指摘のとおり、8人ということにしておりました。これは上水道と簡易水道の職員を合わせた人数でございます。南会津町のはですね職員定数条例におきましては、地方公営企業法の適用を受ける。これは上水道の職員になりますけれども、その法律の適用を受ける職員を水道企業の職員と位置づけをしております。ですから簡易水道の職員はですね、町長部局の職員となるということの関係上、水道企業職員の定数が3人になっておりますと言うことで、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 それでは2点目のですね、ページ、11 ページですが、名誉町民条例、館岩や南郷では誰がどのような理由で名誉町民になっているかと言うことですが、まず、南郷村につきましては安藤正教さんですね、この理由はですね、村史編さんそれから文化財保護に多大な貢献をされたと言うことで、10年の9月17日に名誉村民に推たいされております。それから本名将人さん、これは山口の方ですが、福島県の本因坊戦優勝10回、囲碁を通して社会文化の進展に寄与されたと言うことで、10年の9月17日、それから館岩につきましてはゴーマン美智子さん、アメリカ在住ですが、郷土のスポーツ振興に寄与されたと言うことです。これはマラソンですね、ニューヨークシティーマラソン、あるいはボストンマラソン大会で活躍された方でありまして、現在、ゴーマン杯マラソン大会で20回を昨年数えました。これが61年の10月18日に推戴をしております。それから中藤喜八郎さん、これは、さいたま市旧大宮になります。旧大宮市の教育長であります。平成元年の11月1日に大宮市少年自然家の誘致及び教育振興に寄与していただいたと言うことで推戴をしております。進藤孝様、この方は旧大宮市、さいたま市在住でございますが、オリエンタル火工の社長さんであります。これは平成元年11月1日にですね、館岩村と大宮市の友好都市締結後ですね、村祭りに花火の協賛をさせていただいて地域の地域コミュニティーの進展に寄与いただいたと言うことでございます。根津嘉澄様でございますが、この方につきましては東京、東武鉄道の社長さんでいらっしゃいますが、平成16年の6月11日、高杖スキー場あるいはゴルフ場の進展、土地の寄付等に貢献いただいたと言うことで、それぞれ推戴を申し上げておるところであります。それから2点目のですね、結婚資金貸与条例の関係でございますが、まず貸与の資格の関係でございますが、この関係につきましては年収がですね、規則の中で謳っているんですが、おおむね300万以下の者というふうなことでうたっております。それから、どの程度件数があつたと言うことですが、平成13年にですね、100万円、これは男性の方ですが、す

で17年に償還済みでございます。それから平成15年に、やはり100万円貸与しております。以上でございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○大竹幸一議員 だいたい分りましたが、最初の条例の発注のところもうちょっと、3月になってと言うことだったんですが、もうちょっと日にちがはっきり分かれば、はっきり伺いたいと思います。それから3番に質問しました選挙公報の発行に関する事なんですが、これも公選法の規定だということが分かりましたが、しかし、公選法の規定にそわないとね、何かこの問題があるのかどうか、これについては今日はいいいですが、今後、ちょっと研究してもらって他でそういう発行している事例がね、ないかどうかちょっと研究してほしいと思っております。私も研究しますが、それからあと、その2点ですね、その2点お願いします。

○児山寿明議長 総務課長。

○室井智総務課長補佐 例規集の最終協議が終了した詳しい日付ということではありますが、各分科会等、それから幹事会、それから専門部会等の協議が整った段階での日付と言うことではありますが、大変申し訳ありませんが、3月の何日という詳しい日付につきましては承知しておりませんので、ご理解いただきたいと言うように思います。あと選挙公報に関するご質問につきましてはなおですね、今後、研究させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○児山寿明議長 そのほか質疑ございませんか。

23番、平野昌盛君。

○平野昌盛議員 私は条例の内容と言うよりも、この例規集の中の体裁とか字なんです。今、高齢、長寿社会、後期高齢化社会と言われておりますが、これは私たち見て見えないものではございませんが、他の町民もこれは見られると思います。そう言ったことにおいて、この例規集の字はもう少し大きくしていただきたいのです。そして今後、例規集が厚くなれば分冊の方法をとっていただきたいと思いますが、そうしたことを検討していただけますでしょうか。伺います。

○児山寿明議長 総務課長。

○室井智総務課長補佐 大変、議員の皆さまにはご迷惑をおかけしております。この南会津町の仮例規集、大変、字が小さくなっております。それでですね、一応最終的な要綱とか規則、これが印刷になりまして本例規集と言いますか、それが納品される予定が、だいたい5月下旬になろうかと思っておりますが、その際には、これよりも若干、若干ではあります。大きい形の例規集になるかと思っております。ですから若干ではあります。今よりは見やすくなるのではないかと理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。それから当然、かなりの例規、条例から規則、要綱、訓令と含めまして、かなりのボリュームになりますので、当然分冊という形になろうかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○児山寿明議長 ほかがございませんか。

13 番、星登志一君。

○星登志一議員 職員のですね、定数条例について、ちょっと1点だけお伺いしたいと思います。この人数ですね、決めた人数、当然これは類似町村を参考にしたやつではないと思いますけれども、この職員を決めた数字の根拠となったものですね、何か目安があるかと思えますけれども、その目安になったもの、それと今後旧4町村が合併した訳ですから、当然5年とか10年後にはこう言うような定数になるであろうと言うようなことを仮定されて今後の定数条例も考えているのかどうか、その2点だけお伺いしたいと思います。合併したばかりで、担当者もころっとこの前代わったものですから、分んないところは、はっきり言って分からないで結構です。後から教えていただければ結構ですから。

○児山寿明議長 総務課長。

○室井智総務課長補佐 この件に関しましては、合併協議の中で十分検討され、協議され、出た結果だと言うふうには了解しておりますけれども、この数字がどういった根拠でこういう数字になったのかということにつきましては大変申し訳ございませんが、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほど議員さんの方にはお知らせしたいと言うことでご了解いただきたいと思えます。今後の職員数の推移ですね、どこまで想定されているのかと言うご質問かと思えますが、これにつきましてもですね、当然合併協議の中でのシミュレーション等では想定はしているかと思えますが、何年後にこう言う数字になると言うようなあれにつきましては、現在手元に人数の把握はできておりませんので、ご了解いただきたいというように思えます。以上です。

○児山寿明議長 44番、河原田苗利君。

○河原田苗利議員 私の方からは、この例規集全部は見えておりません。ほとんど見ておりませんですけれども、私、この目次を見ますと、目次の構成の欄を見てまいりますと、子育て支援事業、このことが欠落しているのではないかと言うふうに私思うんですが、これは今日の最も大事なテーマではなかろうかと思うんですが、もしこの後でそういう項目があったら、その際にまた質問しますけれども、無いであればこれは大きな問題になろうかと思うんです。この南会津は私から言うまでもなく過疎地域で人口減少の著しい地域である訳ですから、これらのところに少子高齢化、人口も益々減少する今日、やはりこれは大きなテーマになってくるのではないかと思うんですが、矢祭町なんかは4人目からは200万という記事をちょっと見たようですが、そのような事業で今盛んにその対応をなさっておられる現状がある訳なんです、南会津のこの町でその項目がないと言うのであれば、私は非常に政治的なテーマに欠けているのではないかと言うふうに思う訳であります。以上です。もしあったら、後で出くるのであれば、またその時に質問をいたします。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井裕健康福祉課長 お答えいたします。議員お指摘のとおり、少子高齢化と言うことで少子化の問題が当南会津町とっても非常に重要な政策課題と言うことにはなっております。条例上はですね確かに、少子化と言う部分についての表題を掲げた条例は特段ござい

ませんけれども、予算等に基づきまして、それぞれ少子化対策に向けて各種の政策を展開しているところがございますので、ご理解いただきたいとこんなふうに思っております。

○児山寿明議長 44番、河原田苗利君。

○河原田苗利議員 例規集には無いが、その予算の措置でやると言う話ですが、これは大きなテーマである訳ですから、どこの市町村についても過疎化の問題は、最も地域の衰退を考えた場合には論じられるべき課題である訳ですから、例規集に載っていないなんてことは、私は到底納得できない訳なんです。ちゃんと載せるべきですよ。こう言うのは、今後どういう措置をされるのかその考えを出していただきたい。そんな予算の面でやるなんてはつきりしないような例規集、りっぱな例規集がこう言うふうに行ける訳なんですから、そう言うことを事後処理みたいな形でやられると言うことは、私は納得できない。

○児山寿明議長 町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 それでは、その問題については私から答弁をさせていただきます。今ご質問の趣旨、十分私も理解をして、大事なことだと言うことでの理解をしております。ただ、今新しい町が発足したばかりでございます。そう言う政策の提言と言うものは、やはり新しい町長が誕生してね、そして政策展開をして行くことが私は大事だろうと言う中で、とりあえず今は、この条例は緊急にね、制定をしておかなければならないと言うものを出している訳です。ですから、例えば子育て支援条例と言う名前で行うかどうかと言うことは、やはり新しい町長の南会津町の、いわゆる少子高齢化に対応する施策をどうやって行くかという形の中で、私は提案されてくるとこのように考えておりますので、ご理解をちょうだいしたいとこのように思います。

○児山寿明議長 44番、河原田苗利君。

○河原田苗利議員 今、町長職務代理者さんからお話し受けたまわりましたが、館岩の村長さんであった場合には、この問題はどなたからも、議員の中でも盛んに論じられた課題であると思いますよ。しかも、まあ、南会津町というこれ大きなね、広域的な行政区ができたという時に、この問題を見過ごすというか、テーマに触れなかったということが、私は非常に残念であるという訳でございますから、緊急に、やがては直ぐにここに付加されるべきだというふうに思います。以上です。

○児山寿明議長 答弁、必要なんですか。

〔「答弁お願いします」と言う声あり〕

○児山寿明議長 町長職務執行者。

○町長職務執行者 大事な問題であることは私も重々承知をしております。ただ、非常にね、私は子育て支援という考え方、これはしなければならぬということ、どのような形でしていったらいいのか、単なるいわゆる例えば、子どもさんを産んだら金を出せばいいのかということでの済むのかと、要は私は、いわゆる少子化対策という時、根本的に、やっぱり考えていかなければならぬことは、いわゆる若い夫婦の人たちが、いわゆる子どもをね金さえもらえればつくるのかと、私は原因はそうでないような気がするんです。社会がそういう産むことをしていないんだと、もう女性自身夫婦自身が、子どもを育てる子ど

もに対する関心というのが、非常に薄れてきている傾向が私はあるんじゃないかと、ですから私はこの問題について大学教授とか、そういう人達の意見を聞いたって、私自身の考えと同様、申し訳ないんですが、私自身は何のプラスにもならないと、むしろ、それよりも若い夫婦の人たちの本音を聞いて、そこから、いわゆる、子育て支援とか、そういうものを構築していくことが大事であろうと、私はそう考えております。非常に言葉では大切なことだと分っているながらも、実は、実行して断行して、その効果があるかどうかというのは非常に難しい問題が私があると、やはり、これは遅かれ早かれ修復しませんと、これからじっくりと、本当に、子どもを産む世代の夫婦の人たち、それから女性の人、男性の人とそういうものに、じっくり、本音を聞いて対策を立てていくことが非常に大事であろうと、私はこのように考えておりますので、今、この合併がスタートしたばかりでございますので、私はそういう意味でも、挙げるができなかったということ、まずご理解いただきたいと、いずれ大問題でございます。このまま続けば日本がどうなるかということに発展してまいりますので、これは、本当に真剣になって対応しなければならない問題だと、私は理解しておりますので、今、皆さん方の、議員の皆さん方のお知恵を借りながら、協力を得ながら、この整理という形の中の、やはり、政策展開を図っていくことが大事だと、そういうことだけご理解いただきまして、ご協力をお願いしたいと、このように思います。よろしく願いいたします。

〔「44番、発言要求」あり〕

○児山寿明議長 44番議員さんに申しあげます。3回を超えております。

○児山寿明議長 次ぎ、質疑ございませんか。

11番、目黒幸雄君。

○目黒幸雄君議員 最後の53号です。条例第53号、この条例文そのものについて異議はございませんが、関連の質問は許していただけますか。関連する質問ですが許していただけますか。この指定管理者の指定については旧町村の議会で、それぞれ議決され、新町に引き継がれているものと思います。指定管理者については、その、実態を知りたい訳ですが、南会津町で指定管理者の指定をしている企業とか、そういうものをどの場面でお知らせいただけるのか、お尋ねをいたします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 この指定管理につきましては、当然、公共施設の指定管理ですから総務課、各課、全般にわたっております、どれをどのと言ってもあれなんです、基本的には全課にわたっておりますので、かなりの件数になると思いますので、そういうふうにご理解をいただきたいと、特に観光施設、スキー場始めですね、基本的には指定管理者で今年9月までには公の施設は自らやるか、それから指定管理者にするかということになっておりますので、基本的には指定管理者で、それぞれの課がやっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 できるだけ早くですね、議員の皆さんには何かで、公共施設をどこにどういう形で指定管理者を出したかというのは、後で、できるだけ早い時期にお知らせをしたいと思います。

○児山寿明議長 11番さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○児山寿明議長 そのほか、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 ないようですので、第1区分の質疑を終結いたします。

次に、第2区分の条例第54号、南会津町財政調整基金条例から条例第104号、南会津町文化財保護条例まで、51件の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

32番、大竹幸一君。

○大竹幸一議員 409ページの奨学資金の貸与に関する条例について質問いたします。条例第88号です。この中で410ページの方に色々、学校別に奨学資金の金額が書いてある訳ですが、最近、南会津病院におきまして整形外科の医師が2人なくなったというような常勤医師の問題ですね、がありまして、署名運動をしたり、色々ありますが、この奨学金の条例もですね、こういうふうに大学とか、あるいは専門学校とかいう一般的な貸付でやむを得ないかなあとも思いますが、しかし、今後は更にこう突っ込んでですね、例えば、医者になる場合ですね、医師を目指す人については更にこう別枠で何か設けるとかですね、そういう職業をもっとこう南会津にとって必要な職業の方がね育成できるような、そういう奨学資金にしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、更には、あと、今ひとつは、私なんか常々思うのは南会津郡には弁護士がいない訳ですね、ですからそういう弁護士を希望する人なんかに貸せるようなですね、いろんな大学を終わってばかりではなくて、その後のことも含めて、何か育成できるようなことが必要ではないかと思いますが、その辺の考えを伺います。

それから、次は429ページですね、これもいいのかなここで、429ページの公民館条例、条例第95号、429ページとその後には436ページの方に会館条例というものもあるんですけど、これ両方に関連するんですが、この条例を見てみますと、特にこう貸付について日曜日については特に規定がないんですね、料金表が433ページにありますけど、これを見ると夜間ということはありませんけど、日曜なんてものはないもんですから、今度は日曜もですね、問題なく貸すのかなと思うのですね、何か今までちょっと聞いた話では、館岩地区では何か日曜日が借りられないような施設があったという話を聞いているものですから、その辺、今後、日曜も含めて、あるいは祝祭日ですか、そういうことも含めて、オーケーなのかということを確認しておきますが、そこいかがでしょうか。

それから、スキー場の742ページの方は後ですか、条例第168号。

○児山寿明議長 今回は104号までです。

○大竹幸一議員 今の奨学資金と公民館の2点だけ質問いたします。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 奨学資金の貸与に関するお質でございます。まず、医師と弁護士という職種について特枠でというお話でございましたが、現在ございます奨学資金の貸与の条例でもですね、職種を指定した貸付でございませぬので、当然こういう希望する方も借りられるというふうになっております。医師の場合ですと、特にですね、市部とか私立病院、町立病院をもっているし、町において、やはり、医師特定のですね、そのような奨学資金を設けているところもございませぬ。その際にはですね、月額がですね、やはり、8万から10万という大変、高額な貸付の条例をもっているところがあるようでございませぬ。それにつきましては、いずれですね、その公立病院の方に勤務をすることを条件とするというような中身になっておるようでございませぬ。それから、弁護士につきましては余り例を見ないというふうには聞いております。それぞれの弁護士を養成する大学等で均等で対応できるというふうには考えております。いずれにしましても、医師について町村でですね、町において特枠で設けるといふのは現在まで協議はされておられませぬし、なかなか実際的には難しいというふうには考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 生涯学習課長。

○馬場増男生涯学習課長 公民館条例、それから会館条例について施設利用の関係でお質しがありました。公民館の休館日、こちらにつきましては国民の祝日に関する法律で規定する休日、これと年末年始、12月の28日から1月4日ということになってございませぬ。会館につきましても同じ事情にございませぬ。それから、土・日曜日につきましては利用者の申し込みがあれば利用できるというふうになってございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○大竹幸一議員 大体わかりましたが、この医師や弁護士については、なかなかその職業を指定するというのは難しい面もあるかと思ひますが、今後、どうしてもこの南会津郡には必要な職業でありますので、今後、色んな形で検討をしていってほしいなと思ひております。

それから、公民館条例に関する日曜日については、これは結論として日曜日でも可能だということでもいいんですね。

○児山寿明議長 そのほか、ございませぬか。

20番、星和男君。

○星和男議員 学校施設の使用に関してですが、登録団体でないと使用できないのか。また、それと、許可を受けるのに教育委員会となっていますけども、これを分室でできるのか。許可。そこを2点お願いします。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 学校開放の分ですね。スポーツ団体等の学校開放の分につきましては登録団体というふうにしてございませぬ。その他の施設の利用については、当然、ど

なたでも申し込みがあって該当すれば開放はいたします。それから分室のほうの学校については分室で対応できるようになっております。

○児山寿明議長 そのほか、ございませんか。

それでは、ないようですので、第2区分の質疑を終結いたします。

次に、第3区分の条例第105号、南会津町社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例から条例第152号、南会津町しらかばの森条例まで48件の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 ないようですので、第3区分の質疑を終結いたします。

次に、第4区分の条例第153号、南会津町針生青少年旅行村条例から条例第199号、南会津町水防協議会条例まで47件の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

32番、大竹幸一君。

○大竹幸一議員 それでは、スキー場条例でありまして、742ページの条例第168号、スキー場条例について質問いたしますが、スキー場、この中の747ページ、746、7ページ見ますと、スキー場の各スキー場のリフト料金が書いてありますが、ここを見ると今まで各スキー場のリフト料金が色々違うんだったというのがはっきり分った訳ですが、これ料金がバラバラでありますとね、やはり、今後、町村合併した場合においてどうも、こう何かおかしいなと思うものですから、やはり、この平準化の見直しをおこなってですね、前から言われている共通シーズン券ですね、こういうものをやっぱ作る必要があると思うんですね、それからあと、例えば共通1日券ですね、そういう物もってれば、例えば午前中はどっかで滑ったら午後はどっかへ行こうかということで、こう色んな、こう変化にとんだですね、サービスを提供できると思うんですが、そういう合併した町村の、なんて言いますかね、あれを活かした、その工夫が今後必要だと思うんですよ。そして、今本当にスキー場が客が減っているしね、困っている訳ですから、そういったほかのスキー場になようなものをピーアールしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それからあと、779ページにきまして、町営住宅管理条例779ページから条例始まっていますが、条例180号、その中の779ページにきまして、第6条の2項にききますと、こういう条文がある訳ですね、3行目あたりに、異なる当選率を付して当該当選率の別に応じ、それぞれ公開抽選の方法により町営住宅の入居者を決定し、入居を許可するものとする、というふうにこう書いてありますね、この異なる当選率を付すというのはどういうことかちょっと意味が分からないものですから伺います。そのあとの809ページの第8条、809ページの特典公共賃貸住宅というのがあるのですが、その条例を見ると、その8条を見ると、そこにはそういうふうにはうたっていないんですね、異なる当選率というのはいったいないものですから、その異なる当選率というのは一体どういうことなのか、それを伺いたいと。それから、更にこの779ページの8条、連帯保証人ですね、これ1人となって

おりまして、これは私も賛成であります。この前の3月議会の3月7日の一般質問におきまして若松のように1人にしてはどうかというような提案をした経過がありますが、その時、担当課長は今までどおり2人の方が良いという答弁をしたかと思えます。しかし、私がさっきこの条例がいつ協議が終って、いつ印刷にまわしたんだということを、さっき質問したわけでありましてけれども、日にちがちよつとはっきりしませんでした。条例のこの内部協議におきましては既に、連帯保証人を1人にするというふうに、もう文書にね決めて挙げておいた訳でありますから、この前の3月の一般質問の中で、担当課長の個人的な見解をね、2人が俺はいいんだと述べるんじゃないで、なぜその時点で、今後は1人というふうに考えているんだというような、そういう町としての方針ですね、これを早めに、その言えなかったのかどうかと、私はそこを伺いたいのですね、やはり、その方が分りやすい、その親切な、その行政ではないかなと思うのですね、そこを伺いたい。それからあと更に3月議会の一般質問の中で家賃を3か月滞納した場合は連帯保証人へ請求するのだとこういう答弁もあったと思えますが、しかし、この条例の中の27条ですね、27条、805ページの27条を見てみると、町営住宅の空け渡しを請求することができると、こう書いてありますが、その項目の中に家賃を3か月以上滞納した場合とありますから、その3か月以上滞納した場合については空け渡しを請求する訳ですね、これを見ると、連帯保証人に請求するのだということになっていないのですよ。つまり3月議会の答弁とちよつと食い違いがあると、両方やるのだから知れませんが、そういうことなんですね、ですから、やはりこの条例上もですね、私ははっきりする必要があると思うんですね、3か月以上滞納なのか、1か月でもいいんですけども、滞納した場合には連帯保証人にも請求するんだということを、やはり明確にしておかないと、ここであやふやになるんじゃないかと思うんですね、田島では恥ずかしながら、その住宅使用料の滞納というのが1,000万を超えている訳なんですけれども、その理由のひとつとしては、そういう連帯保証人への町の対応、それから連帯保証人への役割、これがはっきりしていないと、そこに原因があると思えますので、やはり明確にする必要があるんじゃないかというように思いますが、いかがでしょうか。それからさらに、この条例を見ると選考委員会のことが記されて、記載されておきませんが、今後はどうなっていくのかと、これも私3月議会におきまして選考委員会においてですね、連帯保証人の所得、あるいは個人情報ですね、そういうものが選考委員会にも分ってしまう訳ですね、それで大変入居者から不満があった訳ですが、今後はその選考委員会がもしなくなるのであれば、大変これ入居者からも歓迎されるなというふうに思っておりますが、やはり、こういうものも住まいをもたない生活弱者に対する、私は大変いい方法だと思うんですが、その辺いかがでしょうか確認いたします。

それから最後に919ページ、919ページの田島町大字部落に存在する土地整理条例という条例180、条例これ18条、番号が小さくなっていますが、これでいいのかな、これでこの田島って言う、町という文字が今後もこれ、こう使われるようになっていますが、ここはなぜ、その南会津って言うふうに直らないのかですね、それから、この中でその部落という表現がありますが、最近あまり話題になりませんが、前にはやっぱり、この

部落というのは差別用語でまずいということで、集落というふうに直した経過があると思いますが、条例でまだ残っておりますので、やはりこの際、これをですね、やっぱり集落に直すべきでないかと思いますが、いかがでしょうか。以上であります。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 それでは、只今お質しのスキー場の料金関係の平準化の見直しということについて、お答えをさせていただきます。まずスキー場です。リフト料金等の見直しにつきましてはご承知のとおり、4スキー場共です。指定管理者による運営というようなことになりまして、基本的にはですね経営形態、それから施設設備の違いですね、そういうことから色々考えますと平準化のための見直しについては、現状では色々ちょっと難しい点があるのではないかと判断されます。只ですね共通シーズン券の発行につきましては、やはり4スキー場の連絡協議会、これは会社で立ち上げておりますが、それと町がですね入りまして、合併によりですね住民サービスの向上、只今お質しのですねやはり小中学校はじめですね、一般の人もスキー人口が減っております。やっぱりそういう観点から合併して良かったという効果を是非あらわすためにもですね、考え方としては本年の12月スキーシーズンを迎えるにあたって、これは具体的に検討して、その共通シーズン券あたりを中心に、まず手始めにやってみたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 町営住宅管理条例で何点かありましたので、お答えを申し上げます。まず、ひとつ目の異なる当選率とこうありますのは、まず、公募する住宅ですね、その住宅の広さとか、部屋数とか、それから高層ですから1階から4階まである。こういうような住宅を募集するにあたって応募する方のその家族構成だとか、年齢構成だとか、そういうところに生じるミスマッチが生じないような形で配慮したいというのがここでいう当選率ということでありまして、4階の例えば、会下住宅、新町住宅の広い部屋数、いっぱいもっている所に老人の単独のほうに応募するところといった方、それから若夫婦、子ども3人、2人いる所帯持ちの人が応募する。こういう人のための配慮する率を当選率、このように考えていただければ大丈夫かなと思います。特定賃貸住宅には当選率はないところのことなのですが、特定賃貸住宅には入居者の選定の特例というのがありますので、この特例以外はすべて公開抽選をするということなもので当選率は設けていないということでもあります。

それから、連帯保証人の件ですけれども、連帯保証人は入居者が連帯保証人をつけて署名無しの人でも出す訳なのですけれども、その連帯保証人が亡くなってしまったと、それから保証能力を失ってしまったとか、それから住所、居場所が不明になったと、こういう場合には速やかに町に変更届を出さなければならないと、こういう決まりがあります。私が建設課になってからはなかなかそういうのが守られていないような事例もありました。そのため、滞納とかが生じた時に色々、不都合が生じていることから私は2人の方がいいのではないのかという考えを今までもってきていました。今回、条例の中では1人とこう決

まったわけなのですけれども、その1人と決まったのは町民に知らせるための南会津町合併ガイドブックこれの建設分門にも掲載してありますので、広く、皆様は分かっているのかなど、こんなふうに思っております。別に私は親切的な行政というそれを捉えて2人、2人とこういった訳でもありませんので、ひとつご理解をお願いいたします。

それから3月の議会での一般質問の滞納でありますけれども、空け渡し請求などは入居者と十分その協議のうえで、その後に連帯保証人に相談すると、私はこういう考えで答えたものであります。入居者にいきなりその請求というのは、これはありません。連帯保証人の役割は町営住宅使用の許可書にきちんと明記をしてあり、ここに保証人は署名捺印しております。この条例は入居者が保管義務を守り、良好な住宅に住んでいただくためのものであります。それは入居者と町の関係であります。したがって入居者が決まりを守っていただければ何も問題は起こらないのかなど、こんなふうに思っております。

それから保証人の所得のことなのですけれども、これらを個人情報に漏れるということでもありますけれども、保証人所得これらを委員会に添付資料として出したことは今までありません。出しているのは税金を完納しているのかどうかと、この部分だけあります。何かこの誤解をしているのではないのかと思っておりますので、選考委員の方にちょっとお聞きしていただければ分かると思えます。

それから新条例に委員会が明記されていない。こういうものはありますけれども優先的に選考する場合を除いて公開抽選により入居者を決定すると、このように新しい条例を決めたから委員会の文言がなくなったと、こういうことでもありますので、ひとつご理解をいただきたいということです。

○児山寿明議長 総務課長。

○室井智総務課長補佐 お答えをいたします。田島町各大字部落に存在する土地整理条例ということのお質してございましたが、今回、3月20日付けで専決処分した条例、規則等とは別にですね、今回の例規におきましては雑則という部分になるかと思えますが、そこで分類されている条例、規則等がございます。これは暫定の条例、暫定の規則というように言っておりますけれども、しからば、その暫定の条例、規則というのは何を言うのかということでございますが、一応、地方自治法施行令第3条に規定されております。それで、普通地方公共団体の設置があった場合においては必要な事項につき、条例または規則が制定施行されるまでの間ですね、従来、その地域に施行された条例、または規則を当該普通地方公共団体の条例、または規則として当該地域に引き続き施行することができるように規定されています。これらを暫定の条例、暫定の規則というように言っております。それで議員お質しのように部落という名称は使わないということが、現在では一般化されているのは確かに承知しておりますけれども、今回の事例で申しあげますと、合併により、新たな条例が制定することによりまして、その効力というものは新町全体に及ぶ形になります。ただし、その条例の効力を出すね、合併前の町村のある一定区域に限定して及ぼす必要がある場合にはですね、旧町村において施行していた条例を暫定条例として新町の条例とするということになります。ご質問の件につきましても、その効力を合併

前の田島町の区域に限って及ぼす必要があるため、一応、暫定条例という形で整理させていただいております。暫定条例は条例の名称や条文については合併前の条例の名称、条文をそのまま引き継ぐことになるために田島町において施行していた条例名のまま、そのまま引き続き使わせていただいたということでありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○大竹幸一議員 スキー場の条例に関しましては、今年のシーズンまでに共通シーズン券についてはやって行きたいというような話がありましたので、大きな一歩前進かなというふうに思っておりますが、只共通シーズン券のことなんですが、やはりシーズン券をですぬ買う人はね、本当にこうスキーが好きで、実際こう数字的にも減っていると思うのですね、ですから、残念ながらこう一部の人になっているものですから、もちろんそれはそれでやってもらっていいんですけど、只ここに私、共通1日券なんてことを挙げておきましたが、やはりこうシーズン券まではシーズン券を買うほどは滑べらないけれども、たまに何日かは行くという方もね、そういう方もこの変化を楽しめるようにですね、あるいはほかでは共通2日券なんていうのもあるそうですけれども、2日券でもいいと思うのですけれど、今日はここに行ったら明日はここかね、そういうシーズン券を買わない人も変化を楽しめるというふうにすればね、なおいいと思いますので、やはりそれについてもですね、私は是非、今シーズンまでにやってほしいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それからあと、町営住宅に関してなんですが、ちょっと課長の話が、声が低くて良くわからないところがあるんですが、要するに当選率というのは、そうすると、こう必要率みたいな感じになってくるのかな、必要な人のうちちょっとなんて言うか、点数をつけておくみたいな感じになってくるのかなと思っていたのですが、そうするとなんて言うか、BさんとAさんが申し込んだ場合も何か、その当選、例えばこうBさんが当選してもその人が、こう何か率が低いとね、落ちちゃうのかなと思ったりしたのですけれど、ちょっと何か良くはつきりわかりません。意味が、もう一度説明をわかりやすくお願いします。

それからあと、その町営住宅の保証人関係なのですが、色々課長の理由は分りましたが、しかし、なるべく早いその方針を伝えるというのを今後もですね、そこはお願いしたいと思っております。回りくどいことは言わないということをお願いしたいと。

それから、三つ目は選考委員会に関して、私、所得などの個人情報が出ると言ったことに対して、それはやっていなくて、納税証明書の方が漏れるところいいましたが、納税証明書だって立派な個人情報じゃないですか、やはり、それだって出れるのはいやなんですよ、みんな、だから、やはり、そういうその屁理屈みたいなことを言わないでほしいですね、誰だっていやでしょう、その個人情報が漏れるのは、それはおかしいじゃないですか。

それからあと、最後の部落の条例なんですが、理由はわかりましたが、ただ、この条例は今回もホームページにも載るんですかね、今まで田島では載っていたんですが、ホーム

ページなんかにも、もし載る場合にはね、やはり、こう世界中の人が見るわけですので、やはり、色んな理由があってもですね、ちょっと不適切なやつは直してもね、これは直したほうがいいと思うんですよ、何か、さっきの話を聞くと、じゃあ何か間違った言葉があってもそれそっくりこうやるみたいなふうにもなりますので、やっぱり、最低限この部落という言葉はね、やはり、他から見ると笑われますので、是非これは直しても問題ないと思うんですが、いかがでしょうか。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 3点ほどありましたのでお答えいたします。当選率なんでありますけれども、例えばですね、部屋数が多かったり、広い部屋があったり、そういうところに何て言うんですかね、1人の老人の方が申し込むその率よりも、家族で申し込んだの方が、当選の確率は高いですよとこういうふうに考えていただければとね、ですから、公募する対象と、それから応募する物件で、それは当然、確率は2分の1になったり、3分の1になったり、本当は家族の多い人は3分の1でなく2分の1になりますよと、こういうふうに、その都度、その都度、こう変化すると、こういうふうに考えてもらえればいいのかと思うのですね。

それから、保証人の関係ですけれども、連帯保証人の役割ということなんですけれども、これはまったく、その請書の中にこういうふう書いてあるんですよ。許可を受けた入居者の方は町営住宅使用許可請書と、こういうものを町に出さなくちゃならないことになっています。それには入居者と連帯保証人、両方が署名捺印をして色々記載してあります。この中に連帯保証人は町営住宅家賃の支払い、その他の責任を、履行について入居者と連帯して責めを負います。こういうきちんとした文言が入っておりますのでね、改めて条例には盛り込まなくてもいいだろうと、それは、入居者と連帯保証人の関係の話であって、直接の、何て言うかですね、町の条例に載せなくてもいいと、こんなふうに考えております。それから、その漏れる話なんですけれども、連帯保証人の所得とか、色んなものは個人情報、十分、分かっておりますけれども、選考委員会の中に添付資料として全部渡している訳ではないんですよ。私どもの方が連帯保証人の納税完納証明書と、それから所得証明ですか、それを事務局で預かっているだけです。ですから委員会の中で、今まで出したことはないんです。そこのところちょっとお互いの意見が違うのかなと思っております。それで完納というのは表の中に、それから入居者の人が税金を滞納しているか完納しているか、完納している場合には完納と、それから保証人の完納とこう書くだけであって、数字だとかそういうのは一切出していないんです。ですから問題はないと私は考えておるんですけれども、大体その表の見方で、私どもの課で見た表の種類ですか、そこの辺で少し誤解していらっしゃるのかなと、こんなふうに思っておりますので、なお、建設課の方に寄っていただいた時には詳しい説明をしたいと思っております。以上です。

○児山寿明議長 総務課長。

○室井智総務課長補佐 お答えいたします。ちなみにですね、今回、先ほどの暫定条例の話し申しあげましたが、暫定的に施行した条例や規則は約40件弱にあります。この暫定

条例でなくするためにはですね、一応改正はできません。ですから改正ではなくこの条例を廃止してですね、新たな条例を制定する必要がでてきます。それでですね、旧町村では財産の統一性に関して、この条例に関してはですねこの各大字部落に存在する土地整備条例、この条例につきましてですね旧町村では財産の統一性に関し、各集落との協定あるいは決議等をですね大正時代から昭和にかけて結んでおきまして、新たな条例を制定することはですねそれらの協議を再度おこなう必要性も出てくるというように解しております。手間を惜しんでいる訳ではございませんけれども、今後の検討課題ではあるというように認識しておりますので、ひとつご了承をお願いしたいというように思います。以上です。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 先ほどのシーズン券のほかに1日券という話し出しましたが、1日券ですと色々取扱いの関係も出てくるものですから、それはそれとしてですね、合併による住民サービスの向上の観点から積極的にですね検討してまいりたいと、特に指定管理者の関係でこれは会社との関係、スキー場連絡協議会、それから町が一体になって合併効果を出すようにひとつ検討してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。3回目です。

○大竹幸一議員 3回目になりますので簡単ですが、先ほどの町営住宅の関連なんですけど、選考委員の人に色んな個人情報の書類を見せていないということについては、今、分かりましたが、しかしですね、今まで田島の場合の話なんですけど、入居の申し込みをする時に、そういう印鑑証明とか納税証明とか所得証明、そういうものを一緒に出してくださいと、こういうふうに言ってですね、そして、申し込みをしていた訳ですけど、ですから利用者はその後の書類がどうなるかは、それは分らない訳ですけど、選考委員会には出ていなかったかもしれませんが利用者からすれば出ているんじゃないかと、こう思っていた訳ですよ。そこに問題があった訳ですけど、だから私3月議会にも言ったように今までの条例を見ると本当は入居が決まってからそういう書類を取ればいいのに予め取っていたのですよ、今まで。だからそこに問題があったわけですよ。そういう誤解を町民から生んでいた訳ですよ。今度はそういうことはないでしょうけど、やはりそういう町民の立場に立った行政をお願いして質問を終わります。

○児山寿明議長 答弁はよろしいんですか。

〔「答弁はいいです」と言う声あり〕

○児山寿明議長 そのほか、ございませんか。

19番、芳賀沼順一君。

○芳賀沼順一議員 私もスキー場に関してなんですけど、聞かなくてもいいと思ったんですけど、今、大竹議員の答えて企画観光課長が色々お答えしましたが、指定管理者制度で任しているのに、この一つひとつの四つのスキー場に対して、色々やっているようですが、どこまで町はその関与できるのか。かなり関与できるような今、答があったのですが、それ1点ちょっとお聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 お答えをいたします。スキー場、南会津町に四つのスキー場がある訳でございます。その中でいわゆる会津高原たかつえスキー場、これはスキー場自身が財産を所有しております。ですからあとは台鞍スキー場、南郷スキー場、高畑スキー場については、資産は全部町有の資産であると、そこに大きな違いが実はあるんですよ。ですから会津高原たかつえスキー場については固定資産税もいただきますし、そういう中でよその町村は町の所有ですからそういうものは一切かかってこない。ですから、なかなか独自の、たかつえスキー場の動きをしておるんですよ。これは中々ね、やっぱりその動きをすることによって逆に一生懸命やって利益も上げてくるという状態になっています。ですから関与は、それを見ながら、やはりそれ以上は関与できないという分というのは出てくる訳ですよ。当然、町営スキー場につきましてはいくら関与しても、株が資本金も全部町のものでですからこれは当然関与できますけれども、たかつえスキー場については町の、いわゆる町の資本金の所有高というのは約全体の 25%ですから、あとの 75%は、いわゆる持株会員、社員持株会員と役員持株会員ということで経営をしておる訳です。ですから、その辺が三つのスキー場と違うということ、まず理解をしていただくこと、ですから全部同じような関与の仕方はこれは不可能です。ただ、大竹さんから質疑がありました、いわゆる共通リフト券とか、そういうものは工夫によってね、各スキー場が話し合えばこれは可能だと私は思っておりますけれども、いわゆる運営に対してその指揮とかそういうものは、たかつえに対しては町はあまり関与できないという、これはまず我々が理解しておかなければならない、このように思っております。成り立ちが違いますので、町でもっているのは 25%の資本ですから、その辺は知っておいていただきたい。それから、今回、後で出てきますけれども、いわゆる、たかつえスキー場からは 2,200 万円の、これは寄付がされます。そういう中で、これは非常に苦しい経営をしておりますけれども、ただ、今まで、村営のリフトを使いまして、そして、村営リフトをつくる時は、いわゆる過疎債を借りたわけです。その過疎債の返還分の、返還分というのは約 3 割ですね、過疎債ですから、7 割は国から充当してもらいますから、その 3 割について今までスキー場からその相当する額を貰っていたんです。これが新町になっても、そういう中で、その 3 割に充当するようなお金は町へ出してくださいという形の中で、今回そういう措置をとってあるんです。ですから、全部一緒に同じような形態のことは、まず、できないということだけは、ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 19 番、芳賀沼順一君。

○芳賀沼順一議員 分かりました。借り入れに対しての返済とか、そういうものは台鞍もしていますので、それぞれ形態そのものが違う中で、確かに、共通リフト券、ほか色々ありますが、その点で四つのスキー場とも違うのに、あたかもこの行政側で話し合えばできるというのは私はおかしいと思うんです。話し合いをしてもらえるのであれば、できること言えるということ、四つのスキー場に行政がしっかりと関与できるという意味ですので、そこまではっきり言えるだけの関与ができるのかと、私はそこを聞きたいわけです。

○児山寿明議長 町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 私は基本的には先ほどの大竹さんの質問にあったようにね、共通リフト券とか、そういうものを何とかできないかという考え方は、基本的にはもっております。ただそれは、いわゆる会津高原スキー場に対しては、そういう申し入れをして、十分、検討してもらって協力体制をとってもらおうという努力、これは私はしていかなきゃならんと、このように考えておりますんで、ご理解をいただきたいと思います。これが100%できるという形は、今のところはお断念することはできません。その辺をご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○芳賀沼順一議員 今の答えは分かります。ですから、やっぱり、この行政の中で、私もその共通リフト券はいいと思いますし、なった方がいいと思いますが、誤解を招くようなお断念というのは、私はちょっと心配だなあとと思います。もう1点は同じことなので、先ほど前の条例のところで聞こうかと思ったんですが、スキー場一緒ですので、戻る訳ではございませんが、スキー場の基金条例のところで聞いてもと思ったんですが、基金というのは、四つのスキー場の色んなことを修理したりなんかの面でしょうけれども、これは四つ全体のことなのか、あるいは三つなのか、それからこの現在基金はどれぐらいあるのかその点だけ、3回目ですのでこれで終りにします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 このスキー場の基金条例につきましては、旧町村でもっていたのは田島町、それから伊南村でございます。ただ、今手元にですね、その金額がいくらかというのは、今ここにちょっと手元にないんですが、基本的には台鞍さんと、それから……。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井裕健康福祉課長 私、田島町で財政のほう担当しておりましたので、基金の額については掌握しておりますので、私の方からお話させていただきたいと思います。まずスキー場基金の基金の額でございますが、これは3月の19日、4町村が消滅ということになりまして、3月20日に南会津町の方に基金として引き継いだ額でございますが、田島町とそれから伊南村併せまして、1億2,300万ほどの基金の額ということになっております。内訳としましては田島町が4,300万、それから伊南村につきましては8,000万とこういう数字になっております。以上です。

○児山寿明議長 よろしいですか。そのほか質疑ございませんか。

7番、湯田秀春君。

○湯田秀春議員 お聞きしたいのは保養所条例が494ページにあるかと思いますが、確認なんですけれども、多分、伊南の赤岩荘、今度は田島、今まで田島町、旧田島町にいた人もですね町民ということで、多分100円になるかと思うんですけれども、それでだいぶ恩恵を被る人が出てくる人が出てくるんじゃないかと思うんですが、南郷の山口温泉というのはちょっと私見当たらないんですけれども、この中にどこに出ているのかちょっと見当

たないんですけれども、同じようになるかと思うんですけれども、どこに出ているか、ちょっとお伺いしたいなと思います。それから先ほど、職務執行者の方からスキー場の件につきまして、色々説明があったんですけれども、会津高原たかつえカントリークラブの方も同じような状況なのかどうかお伺いしたいと。それから、合併前に多分お金をですね5万きざみあたりで、あるいはゴルフクラブの方で預かっているのか、寄付だったのか、そのお金がどういうふうになっているのか、あるいはこの条例上ここに該当するとか、そういった説明をいただきたいなど、こんなふうに思いますが、この2点ほどお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 私からゴルフ場の関係についてだけ、お話を申しあげます。お答えをさせていただきます。ゴルフ場につきましては、たかつえのスキー場とまったく違います。これは、資本金はゴルフ場の場合は昨年、いわゆる村から出資をいたしまして、元々の資本金が2,000万、そして昨年、村から1,000万という形の中、そういう出資をして会社をいま継続している訳でございます。そういう中で、ゴルフ場については財産がこれはほかのスキー場と、南郷、伊南、だいくらのスキー場と同じで、資産が全部町のものである。そういう中でカントリークラブについては、ほかのスキー場とは同じような形態になるという形としてのご理解をいただきたいと思います。資産は、財産は全部町のものである。ゴルフ場については、それは今まではゴルフ場のコースから何から一切、東武鉄道からお借りをしました。これは使用料として固定資産税額、旧館岩村で貰う固定資産税額の金額によってお借りをしていたと、ですからスキー場では固定資産税相当額を、いわゆる賃貸料として東武鉄道に村が借りて村からゴルフ場にそういう設定をして村に賃貸料を払ってもらって、東武鉄道へ返していたということです。今まで入っていたんですが、昨年の10月、登記かかったのは11月になりますけれども、これ全部、東武鉄道から、いわゆるホテル、スキー場のホテル、スペーシアと言うんですか、ホテルとスペーシアと職員の寮とかあるんですが、それを含めてゴルフ場の土地を含めて、いわゆる5箇所です約18億3,000万、この寄付を東武鉄道からいただいている訳です。ですからスキー場以外の、スキー場にも村の資産がホテルがありますけれども、これは賃貸料、貸しております。ゴルフ場については、ゴルフ場の土地もこれは指定管理者制度で、いわゆる賃貸料をとらないという形の中の、いわゆるほかのスキー場と同じような形態の中で、運営をするという形の中になっておりますので、ご理解をちょうだいしたいと思います。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井裕健康福祉課長 お答えいたします。保養所の条例の中にあります古町の赤岩荘の関係でございますが、これは当然のことながら、町民ということで南会津町の町民の方が1回当たり100円ご利用できる。こういうことでございます。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○湯田秀春議員 それは赤岩荘はここに書いてあるから分かるんですが、旧南郷村の山口温泉ってあったと思うんですけれども、きらら289じゃないですよ。山口温泉って、ちょ

っとおそらく支所長は分かると思うんですけども、それはどこに書いてあるんですかという質問なんです。

○児山寿明議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 すいません。南郷総合支所長の五十嵐なんですけれども、山口温泉につきましては、昨年、施設が老朽化したために廃止いたしました。旧南郷村のうちに条例を廃止して止めておりますので、よろしくお願いします。

○児山寿明議長 3回目です。7番、湯田秀春君。

○湯田秀春議員 それでは、そちらはわかりました。もう一度、カントリークラブの方、ちょっと整理したいと思うんですけども、2,000万あって村が出資1,000万したというか、合計3,000万という意味でしょうか。それから確認したいんですけども、財産、財産という借金も含めて全部財産と私は考えて理解しているんですけども、クラブハウスとあのコースの土地も全部カントリーで所有しているものなのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいなというふうに。それから私の質問、それは去年預かってたお金あるかと思うんですよ。5万きざみで普通なら会員権みたいなようなやつで分かりませんかね私言っていること、クラブハウスに入ると右側に名前書いて5万きざみであると思うんですけども、そのお金は合計で預かってどうなさったんですかという質問なんですけれども、わかりますでしょうか。よろしく……。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 それでは、只今のお質しにお答えをしたいと思います。まず、1点目の株の関係でございますが、これは541株で5万円、これで2,705万円になります。それに増資の関係で村がですね200株の5万円、1,000万、これは17年の3月4日にですね、あと会津高原リゾート株が60株で5万円これが300万、現在はですねこれは資本金として4,005万円ということになっております。先ほど執行者があれしたのは会津高原リゾートが抜けたものですから、それから基本的に財産につきましては先ほど職務執行者が申しあげましたとおり、昨年11月30日、登記は12月1日ですが、クラブハウスそれから施設全部村の、村って言うか新町の財産ということで引き継いでおります。

○児山寿明議長 そのほか、ございませんか。ちょっとお待ちください。

企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 只今、施設全部と申しましたが、一部ですね15、16でカート道の整備ありますが、これだけは会社が15、16、会津高原フレンドカントリーが一部整備した財産がございます。それ以外は全部東武鉄道から寄付をいただいている。村のものになって、新町に引き継いだということがございます。

○児山寿明議長 47番、馬場秀男君。

○馬場秀男議員 四つに区切って質問を受けられましたけれども、全体に関わるような問題なんです、今度の合併によって住民は一体不便になるのか、便利になるのか、あるいは負担がどうなるのかというようなことが、最大の関心値な訳なんです、そういう中で、合併の説明の中では合併推進の説明の中では負担は低い方ということで説明をなされて

まいりました。実態を見ますと色々先進的な経費の町村の施策が反映されて前進した面もありますけれども負担が増えてくるというような問題も出てまいります。こういう問題はやはり住民もすぐにも知りたいという問題でもありますので、今日は全般にわたりますから、多岐にわたりますのですべてという訳にはいかないと思っておりますけれども、主だったものをですね負担が増えると、特にそういう問題があればそれを示していただいて、その理由を明らかにしていただきたい。できればそういう問題を多面にわたりますが、ひとつのどれだけ、どの問題で前進する面があり、そして負担や何かで新たに負担増加するというような問題をひとつ資料としてですね出していただきたい。今日できなければなお後からでもですね、出していただきたいなというふうに思いますが、今日は特に質問ということですので、主だったものについてひとつご答弁をお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 私の方からお答えをさせていただきます。今ご質問あったんですが、何しろいわゆる3月20日に合併をいたしまして、そしてこの議案の準備、仮条例の準備と色々こう追われておりまして、その途中で今日は総務課長代理で次長が出ておりますけれども、総務課長の入院という形になりまして、もうそこまでの資料が揃っていませんかったということ、まずお許しをいただきたいと思っております。そしていずれその比較表、例えば旧町村で比較して下水道料金がいくらであったとか、合併になったらこうであったということは、いずれ資料としては提出をさせていただきたいとこのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 馬場さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○児山寿明議長 そのほかございませんか。ないようですので、第4区分の質疑を終わります。以上で、専決第1号、南会津町役場の位置を定める条例ほか、198件の条例制定についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人ありあり〕

○児山寿明議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。本案は、これを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人ありあり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決しました。

暫時休憩したいと思います。昼食休憩にいたします。

休憩午前11時45分

再開午後1時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大変暑くなっておりますので、上衣の脱衣を認めます。

職務執行者発言の申出

ここで、町長職務執行者より発言したい旨の申出がなされておりますので、これを許可いたします。

町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 午前の7番、湯田秀春議員の質問の中で、答弁する中で数値的に間違った答弁をしてしまいました。お許しをいただいて訂正をして、お許しをいただきたいとこのように思います。会津高原リゾート株式会社、これはスキー場です。これは資本金がいわゆる2,000万、そういう中で昨年の中でいわゆる村の持分これを100と、100株とこうテンヤクをしたわけです。今までは70約8%もっていたんですが、そういう中で村が100株、森林組合が30、大東銀行が20株、会津信用組合が20株、JA会津みなみが20株、それから役員持株会が108株、社員持株が102ということで、資本金の総額には変わらないんですが、2,000万ということになった訳でございます。非常に記憶違いで曖昧な答弁をいたしましたことを深くお詫びを申しあげまして、訂正方お願いしたいと思っております。それからカントリークラブも発行済み株式数が840株、これは1株5万円でありますので4,200枚、541株で5万円です、2,705万円です株主数が176名おります。1株から10株で65名館岩村ということになっておりますけれども、持っておられます。これは株主さんは、いわゆる館岩村から下郷町まで南会津、桧枝岐は1人くらい株持っている方おられるかもしれませんが、ほとんどいわゆる館岩、田島、伊南、南郷、下郷、只見の方に、この個人株主がおられます。そういう中で17年の3月の4日に村といたしましては、なかなかこれが経営が厳しいということで、いわゆる200株1,000万円を出しまして増資をいたしました。そして先ほど企画観光課長より答弁ありましたように、会津高原リゾートいわゆるスキー場の会社からいわゆる60株、金額にして300万の出資をいたしまして、総額が資本金の総額が4,000と5万円という、いや、会津高原が300万ね、はい、会津高原が300万、会津高原リゾートから300万ということなんです。そして、総額で4,000と5万の今資本金になっております。不確かな答弁をいたしまして申し訳ありませんでした。深くお詫びをし、訂正方お願いをしたいと思います。

○児山寿明議長 只今発言のとおり、ご了承を願います。

ここでお諮りをいたします。次の予算関係議案に入る前に、執行部より予算編成に係る基本的な考え方等について、説明したい旨の申出がありました。これより休憩して全員協議会に切り替え、その説明を受けることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

暫時休憩いたします。休憩します。

休憩午後 1時05分

再開午後 1時38分

○児山寿明議長 休憩以前に引き続き会議を開きたいと思えます。よろしくご協力方お願いをいたします。さらには大変議案も多くあります。中身も多いようではありますが、質問者におきましてはできるだけ簡潔明瞭に質疑をされ、また執行者におかれましても答弁を簡潔にお願いするように、ご協力方お願いを申し上げます。

議案第2号の上程・説明

○児山寿明議長 それでは次に日程第2、議案第2号、専決処分について、専決第2号、平成17年度南会津町一般会計予算から、専決第9号、平成17年度南会津町水道事業会計予算までを議題といたします。

提出者の町長職務執行者より、提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 議案第2号、専決処分についての提案理由の説明をさせていただきます。

本件は専決第2号から専決第9号まで、平成17年度南会津町一般会計及び特別会計予算について、南会津町の発足に伴い地方自治法施行令第2条の規定に基づき、町長職務執行者において新町の設置日であります3月20日に専決処分したものであります。

その内容は、合併四町村がそれぞれ平成17年度予算として計上し、平成18年3月19日までに執行したものを除く未執行分と合併に伴う新たな必要経費を加えて計上したものであります。

それではまず専決第2号、平成17年度南会津町一般会計予算についてご説明を申し上げます。本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,806万5,000円とするものであります。それでは本予算の概要につきまして歳入よりご説明を申し上げますが、歳入予算の計上は旧四町村の17年度歳入予算現額の未収入額に合併に伴う調整を加えて予算額としたものであります。

第1款、町税は、4,537万3,000円の計上でありまして町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税及び入湯税の収入見込額の計上であります。第2款、地方譲与税は自動車重

量譲与税及び地方道路譲与税で、合わせて 6,483 万 8,000 円、第 3 款、利子割交付金は 102 万 4,000 円、第 4 款、配当割交付金は 50 万 6,000 円、第 5 款、株式等譲渡所得割交付金は 105 万 2,000 円、第 6 款、自動車取得税交付金は 2,752 万 6,000 円、第 7 款、交通安全対策特別交付金は 152 万 3,000 円を計上いたしましたが、第 2 款から第 7 款までは、それぞれ 3 月末に国県から交付される見込額の計上であります。第 8 款、分担金及び負担金は、私立分にかかる保育料 375 万 9,000 円を計上いたしました。第 9 款、使用料及び手数料は、公立分保育料、各公共施設等使用料及び諸証明手数料等で 3,051 万 3,000 円の計上であります。第 10 款、国庫支出金は、4 億 8,461 万 1,000 円、第 11 款、県支出金は、3 億 5,811 万 8,000 円の計上でありましてそれぞれ 3 月 19 日までに未収入で年度末に収入が見込まれる額の計上であります。第 12 款、財産収入は町有建物貸付収入等、95 万 1,000 円の計上となりました。第 13 款、寄付金は、地区集会施設改修費寄付金及びスキー場寄付金 2,330 万 7,000 円を計上いたしました。第 14 款、繰入金は、公共下水道事業特別会計からの繰入金等 2,048 万 5,000 円の計上であります。第 15 款、諸収入は、県信用保証協会貸付金の償還金のほか旧四町村の歳計剰余金等 4 億 5,717 万 9,000 円の計上であります。第 16 款、町債は、各事業に充当する年度末借入れ分 8 億 1,730 万円の計上であります。

続いて歳出について、ご説明を申し上げます。

第 1 款、議会費は、334 万 2,000 円でありまして職員の人件費及び議場設備費の計上であります。第 2 款、総務費は、2 億 8,336 万 2,000 円の計上でありまして、その主なものは第 1 項、総務管理費で職員人件費、一般事務費、庁舎等管理費、各支所経費及び合併電算統合経費等であります。第 2 項、徴税费、第 3 項、戸籍住民基本台帳費、第 4 項、選挙費及び第 5 項、統計調査費は、それぞれの業務に係る経常的な経費等であります。第 3 款、民生費は、3 億 14 万 8,000 円の計上で、第 1 項、社会福祉費は、各種障害者福祉給付費、老人福祉対策費、福祉施設管理費、国民年金費等のほか、介護保険及び老人保健特別会計繰出金が主なものであります。第 2 項、児童福祉費は乳幼児及びひとり親家庭医療給付費、保育所運営費及び私立保育所建設費補助金であります。第 4 款、衛生費は、820 万 6,000 円の計上でありまして第 1 項、保健衛生費は、各種健康診査、予防接種事業費、老人保健事業費、保健福祉センター管理運営費等経常的な経費が主であります。第 2 項、清掃費も経常的な経費であります。第 5 款、労働費は存目として 1,000 円を計上いたしました。第 6 款、農林水産業費は 4,300 万 9,000 円の計上で、第 1 項、農業費が農業委員会経費、各農業振興事業関係費、農道等農業基盤整備事業費、農業振興施設管理運営費及び国土調査費等であります。第 2 項、林業費が、集落排水事業特別会計繰出金、林業振興関係事業費、治山事業費等であります。第 7 款、商工費は、商工振興事業費、観光費及び観光施設等管理費が主なもので 3,212 万 3,000 円の計上であります。第 8 款、土木費は、3 億 3,083 万 3,000 円の計上で第 1 項、土木管理費が、職員人件費等経常経費、第 2 項、道路橋梁費は、町道の除雪費、補修費のほか道路新設改良事業費が主なもので、第 3 項、河川費は経常的な経費、第 4 項、都市計画費は土地区

画整理事業費が主で、第5項、住宅費は町営住宅解体改修費等であります。

第9款、消防費は、144万円の計上で事務的経費のほか消防施設管理経費が主なものであります。第10款、教育費は、9,392万3,000円の計上でありまして、第1項、教育総務費は、教育委員会費及び事務局費の経常経費のほかスクールバス運行費等の計上、第2項、小学校費及び第3項、中学校費は各学校管理経費、第4項、幼稚園費は幼稚園運営費の計上であります。第5項、社会教育費は、事務的経費のほか、社会教育施設管理費、集会所建設事業費、文化財保存施設管理運営費及び修繕費等の計上、第6項、保健体育費は、体育施設設備の管理費及び整備費、学校給食施設運営経費の計上が主なものであります。第11款、災害復旧費は、農林業施設及び公共土木施設現年災害復旧事業費1,188万6,000円の計上であります。第12款、公債費は、起債の年度末償還金で、11億5,546万円の計上であります。第13款、諸支出金は、存目として、1,000円を計上いたしました。第14款、予備費は7,433万1,000円の計上となりました。

なお、平成17年度中に事業が完了しないと見込まれる9件の事業につきましては第2表、繰越明許費のとおり事業費を翌年度に繰越すものであります。

また、南会津町として翌年度以降にわたって債務を負担する事項16件について第3表、債務負担行為のとおり設定するものであります。

さらには、17年度における地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては第4表、地方債のとおりであります。

以上、一般会計予算についてご説明を申し上げます。

次に専決第3号、平成17年度南会津町国民健康保険特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4千301万4千円とするものであります。

それでは、歳入から各款別にご説明を申し上げます。

第1款、国民健康保険税は、会計期間中の収入見込額2,599万2,000円の計上であります。第2款、国庫支出金は、2億1,551万5,000円の計上で療養給付費等負担金及び高額医療費共同事業負担金並びに財政調整交付金であります。第3款、県支出金は、高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金で4,112万1,000円の計上であります。第4款、療養給付費交付金は、退職者医療給付費等の交付金で3,638万1,000円を計上いたしました。第5款、共同事業交付金は、1,229万3,000円の計上で高額医療費の共同事業交付金であります。第6款、諸収入は、旧町村歳計剰余金1,171万2,000円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

第1款、総務費は、998万1,000円でありまして経常的な人件費・事務経費等のほか診療所備品購入費等であります。第2款、保険給付費は、一般、退職被保険者の診療費及び高額療養費のほか出産育児一時金、葬祭給付費でありまして、2億4,163万4,000円を計上いたしました。第3款、共同事業拠出金は、高額医療費の共同事業拠出金660

万 5,000 円の計上であります。第 4 款、保健事業費は、保健衛生普及及び疾病予防事業費で 105 万円の計上となりました。第 5 款、諸支出金は、保険税の過誤納還付金等で 62 万 5,000 円を計上いたしました。第 6 款、予備費は、8,311 万 9,000 円の計上であります。

次に専決第 4 号、平成 17 年度南会津町老人保健特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3 億 5,711 万 2,000 円とするものであります。

歳入から申しあげますと、第 1 款、支払基金交付金は、9,467 万円の計上で支払基金からの医療費、手数料の交付金であります。第 2 款、国庫支出金は、4,416 万 8,000 円並びに第 3 款、県支出金は 4,074 万円の計上でありまして、それぞれ医療費に対する負担金であります。第 4 款、繰入金は医療費に対する、町負担分を一般会計から繰入するもので 9,388 万 5,000 円の計上であります。第 5 款、諸収入は、旧町村歳計剰余金 8,364 万 9,000 円を計上いたしました。

次に歳出であります。第 1 款、医療諸費は、3 億 5,711 万 1,000 円の計上で老人医療給付費及び審査支払手数料であります。第 2 款、諸支出金は、1,000 円で存目計上いたしました。

次に専決第 5 号、平成 17 年度南会津町介護保険特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 2,101 万 4,000 円とするものであります。

それでは歳入からご説明を申し上げます。

第 1 款、保険料は、第 1 号被保険者の保険料 227 万 3,000 円を計上いたしました。第 2 款、国庫支出金は、3,432 万 6,000 円の計上で介護給付費に対する負担金、調整交付金及び事業費補助金の計上であります。第 3 款、支払基金交付金は 4,924 万 5,000 円の計上で第 4 款、県支出金は 225 万 8,000 円の計上でありまして、それぞれ介護給付費に対する負担金であります。第 5 款、財産収入は、介護給付費準備基金利子 1 万 2,000 円の計上であります。第 6 款、繰入金は、1,403 万 4,000 円の計上で、介護給付費に対する町負担金及び事務費分の一般会計繰入金並びに介護給付費準備基金からの繰入金であります。第 7 款、諸収入は、旧町村歳計剰余金等 1 億 1,886 万 6,000 円を計上いたしました。

次に歳出のご説明を申し上げます。

第 1 款、総務費は、事務的経費、保険料賦課徴収費、介護認定審査費等で 487 万 6,000 円の計上であります。第 2 款、保険給付費は、要介護者及び要支援者への施設及び居宅介護サービスのほかサービス計画、高額介護サービスの給付費等でありまして 1 億 8,473 万 2,000 円の計上であります。第 3 款、基金積立金は、介護給付費準備基金への利子収入積立て 1 万 2,000 円を計上いたしました。第 4 款、予備費は、2,772 万

3,000円の計上となりました。第5款、諸支出金は、還付金及び返納金367万1,000円の計上であります。

次に専決第6号、平成17年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。本予算の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,821万3,000円とするものであります。

歳入から申し上げますと、第1款、使用料及び手数料は、下水道使用料で、508万3,000円を計上いたしました。第2款、繰入金は、起債償還金の一般会計繰入で、93万8,000円を計上しまして第3款、諸収入は、旧町村歳計剰余金4,219万2,000円を計上いたしました。

次に歳出であります。集落排水事業費は、施設管理経費等で371万1,000円を計上しまして、第2款、公債費は、起債の償還金4,035万9,000円を計上いたしました。第3款、予備費は、414万3,000円の計上であります。

なお、翌年度以降にわたって債務を負担する事項等は、第2表、債務負担行為のとおりであります。

次に専決第7号、平成17年度南会津町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,222万円とするものであります。

歳入から申し上げますと、第1款、分担金及び負担金は事業に係る受益者負担金で、10万円を計上いたしました。第2款、使用料及び手数料は、下水道使用料585万5,000円の計上であります。第3款、国庫支出金は、7,496万5,000円の計上で、第4款、県支出金は、450万円の計上でありましてそれぞれ下水道整備事業に対する補助金であります。第5款、町債は、下水道整備事業に対する起債1億680万円の計上であります。

次に歳出であります。第1款、土木費は、一般管理経費、施設設備維持管理経費及び管渠布設工事に係る事業費で2,432万9,000円の計上であります。第2款、公債費は、起債償還金として、6,910万3,000円であります。第3款、諸支出金は一般会計への繰出金2,048万4,000円の計上で第4款、予備費は、7,830万4,000円の計上となりました。

なお、債務負担行為の内容につきましては、第2表、債務負担行為、地方債の限度額等につきましては第3表、地方債のとおりであります。

次に専決第8号、平成17年度南会津町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,384万4,000円とするものであります。

歳入から申し上げますと、第1款、使用料及び手数料は、水道使用料1,683万5,000円の計上であります。第2款、繰入金は、4,982万円の計上で起債償還金及び施設維持管理費に対する一般会計繰入金であります。第3款、諸収入は、旧町村歳計剰余金1億

1,188万9,000円を計上いたしました。第4款、町債は、配水管布設等事業に係る起債で、1,530万円を計上いたしました。

次に歳出であります。第1款、簡易水道事業費は、886万9,000円の計上で事務的経費のほか施設の維持管理経費であります。第2款、公債費は、1億3,351万5,000円の計上で起債の償還金であります。第3款、予備費は、5,146万円の計上となりました。

なお、地方債の限度額等につきましては、第2表、地方債のとおりであります。

次に専決第9号、平成17年度南会津町水道事業会計予算について、ご説明を申し上げます。

まず、収益的支出からご説明を申し上げます。

第1款、水道事業費用は、993万6,000円の計上となりまして、事務費等給水事業管理経費のほか企業債償還利子を計上いたしました。

次に資本的収入及び支出であります。収入の第1款、資本的収入は、1,100万円の計上で第三次拡張事業費借入金であります。支出の第1款、資本的支出は、第3次拡張事業費のほか企業債償還元金で1,111万8,000円を計上いたしました。

なお、収益的収入額が収益的支出額に対して不足する額993万6,000円は損益勘定留保資金で補填し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額11万8,000円は損益勘定留保資金で補填することとしております。

また、企業債の起債の目的、限度額等につきましては、第6条のとおりであります。

以上、平成17年度南会津町一般会計及び特別会計予算についてご説明を申し上げます。よろしくご審議賜りまして、ご承認くださいますようお願いいたします。

議案第2号、専決第2号の質疑

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。

本案についても、一般会計と特別会計の二つに分けて審議を進めていきます。質疑の回数、1区切りごとに3回まで認めることといたします。頁数を示して、できるだけ簡潔明瞭に質疑、また答弁されますよう、ご協力方特にお願いをいたします。

それでは、専決第2号、平成17年度南会津町一般会計予算の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

番号をしっかりと、おっしゃってください。

32番、大竹幸一君。

○大竹幸一議員 1点だけ質問いたします。17年の一般会計について68ページの教育費の中の先ほども訂正がありましたが、18節の備品購入費ですね、2,152万5,000円ということで、それがマイクロバスでなくてグレンデの整備車購入費だという話がありました

が、非常に高いものですから、この購入の理由をですね、それからスキー場というところで使うのか、それから車種とか、あるいは台数などですね、そういったものについて伺います。

○児山寿明議長 生涯学習課長。

○馬場増男生涯学習課長 今ほどお尋ねのありました備品購入費、ゲレンデ整備車購入費の件について、お答えをいたします。まず1点目、購入の理由ということでございますが、こちらは旧伊南村で例年クロスカントリースキー伊南杯ということで、もう今年で33回を数える大会を開催しております。それで今後もこの大会をですね継続するために、どうしてもコース等の整備、ゲレンデ整備を必要とするというふうな実は事情がありまして、こちらは先の2月20日の旧伊南村臨時議会でゲレンデ整備車の購入費として議決を受けたものでございます。

次に車種でございますが、ゲレンデ整備車、圧雪車ということで、プリノート社のハスキーという車種、こちらを購入してございます。1台でございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○大竹幸一議員 そうすると、今伊南の議会で2月20日に議決を受けたというのは分かりましたが、そうするとこれは、なんていうの、契約案件もその議決を受けた訳ですか。契約案件としては今度の合併の議会には乗らないのかどうか。それからあと、いまひとつはですね、伊南ではいわゆる指定管理者、スキー場が指定管理者の指定になったと思うのですが、はっきり分かりませんが、その場合にそのいわゆる指定管理者の方で購入しなくちゃいけないんじゃないのかなと思ったりもするんですけど、その辺の基幹的ですね、ここまでは町がもつと、ここからは指定管理者だというような、そういう区分のうえでは問題はないんでしょうか。私はその辺が、議員のほう、全然わかりませんから、やはり説明してもらわないとそれは困ると、その辺お願いします。

○児山寿明議長 生涯学習課長。

○馬場増男生涯学習課長 お答えいたします。議決の関係でございますが、3月の6日に旧伊南村村議会において議会の議決をいただきまして本契約として成立してございます。それから、こうしたものにつきまして、指定管理者の関係については大変恐縮ですが、私、旧伊南村の事情について良く、私、承知していませんので申し訳ございません。大きな町でも色んな指定管理者制度を導入していますが、いわゆる大きな設備投資、大きな修繕こういったものについては、それぞれの行政が担うというふうな考え方でできていたかというふうに承知をしております。以上です。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 住民生活課長の立場でなくて、前伊南村の総務課長としてお答えさせていただきます。今ほどの流れといたしますか、2月20日に予算を取って3月6日に議決を得たというのが、そのとおりでございます。あくまでも、これはクロスカントリースキーコース用でございます。皆さんスキーといわれると先ほどの話の4スキー場をイメージされたと思いますが、そうではありません。高畑スキー場ではなくて、私ど

もというか、地区で考えておりますのは多々石に常設コースを実は造ったんです。コースも、それで、先ほど生涯学習課長からも説明ありましたが、伊南杯に限らず地域おこしのために常設コースで、大会のみでなくて、もっと、活かしてゆきたいということです。予算書の 68 ページの 2,152 万 5,000 円の上の工事請負費というところにもロッジ改修ってありますが、実は、そのラトラックといいますか、プリノートの圧雪車を格納しておく格納庫、車庫もセットといいますか、そういうことでございまして、あと、指定管理者というか、教育委員会分室で直営でやっていきたいというか、クロカンに携わる若い人たちの組織もございまして、いわゆるスキー場の収入を得て、毎日、何ですか、リフト券のような収入を得て運用できるというものでもございませぬので、直営というか、そういった、あと、幅広くじゃなくてクロカンで合宿も踏まえた色んな地域おこしのために活用したいと、そういうことでございます。

○児山寿明議長 32 番、大竹幸一君。

○大竹幸一議員 分かりましたが、その指定管理者の関係では、その契約といいますかね、その関係では問題ないんだということについては後日、その契約書といいますか、その関係の説明をお願いします。後からでいいです。終わります。

○児山寿明議長 そのほかございませぬか。

11 番、目黒幸雄君。

○目黒幸雄議員 歳入でお尋ねをいたしますが、今年の豪雪によって国では特別交付税を交付したという新聞報道等がありますが、今回の予算の中で、どこに計上されているのかをお尋ねいたします。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井裕健康福祉課長 お答えいたします。特別交付税につきましては、いわゆる 3 月 20 日の合併前にですね、旧町村の方に交付ということになりましたので、今回、暫定予算につきましては、3 月 20 日以降にですね、収入が見込まれるものを基本的に歳入として組んでおりますので、特別交付税につきましては新町の南会津町の 17 年度予算には計上がないとこういうことでございます。

○児山寿明議長 11 番、目黒幸雄君。

○目黒幸雄議員 内輪で申し訳ないんですが、たとえば旧南郷村の議会の場合では特別交付税の予算が要求されてこなかった記憶なんですが、その辺、私の記憶間違えであればいいんですが、お願いします。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井裕健康福祉課長 お答えいたします。3 月議会の議案の調整時期といいますか、その時点では 3 月の 15、6 日あたりに特別交付税が、それぞれ旧町村の方に配分されるという情報はつかんでおりましたが、ただ、その時点では額の確定が、その時点ではなかったということで、それぞれの町村の 3 月議会においてもですね、多分、特別交付税の歳入の補正予算というものについては計上がなかったのかなとこんなふうに考えております。以上です。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○目黒幸雄議員 ちょっと疑問なんです、そのお金は、それじゃあどこで歳入扱いをするのでしょうか。これで3回なんで、これ以上はできないと思いますが、どこで、計上するんですか、一般会計で、どの、新町でやるのか。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井裕健康福祉課長 先ほどの全員協議会の中でお話いたしました、3月19日の現在で、それぞれ旧4町村の方で、歳計現金の余剰金ということで、そこには旧町村の方で、それぞれ歳入歳出差し引いた額の金額の中で、今回、雑入というような処理の中で計上されておりますが、そこに本来、特別交付税として入ってきたものについても、その中に入っているというような解釈で、ご理解をいただきたいとこんなふうに思います。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○馬場信作議員 全般的なことなんです、ひとは庁用車の件と臨時職員の件で2点質問したいと思います。20日で各旧町村の特別職が失職したことにより、各庁用車、特別職の庁用車等はその後、どういう扱い方針でなっているのか、それをひとつ質問いたします。もう1点は臨時職員も同様に新町に伴い旧町村で雇用していた臨時職員も一旦、解雇、その後、採用もあったと思いますが、その辺、職員の定数との関係で、あるいは業務との関係で、どのような方針、基準でまた新たな採用なり、何人くらいになっているのか、以上、2点質問します。

○児山寿明議長 町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 6番、議員にお答えをいたします。ご指摘になりましたように、合併になりまして、それぞれ、庁用車といいますか、ほとんど公的な首長が乗ってきたんですが、そういうものが3台いなくなるわけですよ、これは、基本的には、私は、やはり、町民が欲しいという形になれば、これは入札か何かによって購買をすべきだという考え方です。もっております。ただ、今、非常にどの車を見ましても非常に、もう、古くなっちゃっているんですよ。正直言います。旧田島町の公用車、これは旧館岩村で乗りましたこれと同じ車種なんです、これは田島の方が古くて館岩の方がいいということでもう田島の使っている公用車、もう誰も、燃料ばかり、もう5kから6kくらいで、減っていくというような状況の中ですから、誰ももう、やっても購入する人があるのか心配しています。あと、伊南と南郷は同じマジスタというもので、乗っておるんですが、これも同じく古くて、館岩の公用車につきましては、まず、今、23万くらい乗っています。南郷も結局そのくらい乗っていると、伊南が若干、走行距離が少ないのかという状況なんです。本当にどれもこれもみんなもう安全確保が難しいというような古い車になっているんです。いずれにしろ、これは必要ありませんから、そういう中で処分をすることになると思います。これは町民の中で公用車に乗ってみたいという方があれば、一般のいわゆる入札形態みたいな形の中で、たたいて、買って貰うことになるかも知れません。まだ、その詳細については打ち合わせをしておりません。ですから、私の考え方の中では、これは私の職務執行の中では処分できないのではないかと、新しい町長さんが誕生されて、それ

から実際的には動く、そういう処分の方法を私は検討されるであろうというような、私は、そう思っていたんですが、いずれ、この3台の車の処分は考えなければならないと、非常に、ただ、価値がなくなっているということだけはご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 総務課長。

○室井智総務課長補佐 臨時職員のお質しがございましたが、大変申し訳ありませんが、合併前と合併後の臨時職員の数につきましては現在、手元に数値がございませんので、その点についてはお詫びを申し上げたいと思いますが、今後ですね、職員も含めまして、総合的な業務の見直しの中でですね、当然、臨時職員がいくら必要になるのか、職員がいくら必要になるのか、どれほど必要になるのか、そういうのは決まって、定まってくるものというふうに思っておりますので、今後の業務の見直しの中で、対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○馬場信作議員 専決案件ですから簡単に質問しますが、庁用車関係はですね、簡単に言えば経費節減上からも早急な対応、処分が、方針が必要だと思いますので、よろしくをお願いします。臨時職員の方もですね、もちろん必要な箇所には配置して適切な行政サービス向上のために必要でしょうし、あるいは雇用の面からもありますけれども、今、定数、職員の定数削減とかいう中で、また、これも経費削減の面からも、十分そういう色々な両面を考慮しながら、是非、運営をしていただきたいと思っておりますが、その辺、改めて、臨時雇用に対する方針だけお聞きして、質問を終わります。

○児山寿明議長 町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 やはり、これから行政を行っていきうえで、どうしても必要だという形になればこれは、臨時職員にするか、いわゆる正職員にするかということでは別といたしましても、採用することはあり得ると、これはご理解いただきたい。ただ、今、総数が先ほどちょっと人数を申し上げません。間違っは困りますので、ただ、今の職員の数を合併の中で、やはり、減らしていこうと、約100人以上はもう減るという形の想定をしながら、合併の中で協議をしてきている。そういう中で、減らしていくという方向ですから、ただ、そういう中で現実的に、じゃあ今すぐ減らせるのかといいますが中々これはできないものがある。それと、これは私、わずかな期間です。職務代理者、執行者としての私の考え方なんですが、じゃあ、その人たちは、たとえば首を切って、退職をしてもらった。そういう人たちの働き口はどうなるんだろうかということだつて、やはり、行政の責任者としてこの地域の振興していくために考えなければならない問題だろうと、私はそう思っているんです。中々、一概にそんなに減らすことは無理であると、そして、例えば定年退職者が10人あったと、後は雇いませんよという形まで減らして行って、じゃあ、ずうっと減って行って、ある程度の定数までを減らそうと思う時、定数できたとき、どうつと雇ったらそれこそその行政というものが非常に、行政執行のうえで支障をきたすと、私はそう思っております。やはり、10人やめたら、その内2人雇っていくかという形のものをとらなければ、行政というものは大変なものになると、全部、素人になって、10

人減っていくという形はとれないと、そういう中で、段々にそういうものを見ながら減らせるものは減らしていくんだという考えしか、そういうことでやっていくしかないんだと、私はそのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 他にございませんか。

23 番、平野昌盛君。

○平野昌盛議員 予算書の 27 ページ、上のほうに 18 備品購入費とありますが、これはリースということも考えられたのかどうか、考えられなかったのかどうか、それから 41 ページ、1 番下のほうに 19、負担金補助及び交付金、田島保育所の関係なんです、これは旧町で予算化されてあって、未払い的処理のものか、結論的に簡潔にお答え願います。

○児山寿明議長 総務課長。

○室井智総務課長補佐 最初の質問ですね、ちょっと、ご確認させていただきたいと思うんですが、これ議会費の備品購入費ということでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○室井智総務課長補佐 これにつきまして、この内容ということでしょうか。

○児山寿明議長 ちょっとお待ちください。総務課長、質問の内容が分からないということですか。

〔「分かりました」との声あり〕

○児山寿明議長 分かりました。分ったそうですからお待ちください。

総務課長。

○室井智総務課長補佐 議会、この仮設議場ですね、放送設備の備品購入費ということで、リースの道はなかったかというようなお質しかと思いますけれども、これはですね、一応、この備品購入費のひとつといたしましては、主なものとしまして、このマイクですね、マイク設備、これがあげられております。さらには、それに付随する配線等の設備、それから集中操作盤でのパソコン類、これらの購入費ということでもありますけれども、基本的に、このマイク設備に関しまして、これは館岩さんで使っていたマイク設備でございます。非常に性能が良くて、今、館岩さんで新しく購入したばかりだということで、それを無駄にするのはもったいないんじゃないかというような話がありまして、なるだけ館岩さんで使っていた放送設備を利用するような方向で、一応、検討させていただきました。その関係でですね、一応、館岩さんで使っているマイクの数とか、それは数が限られておりますので、ここで 51 人体制の対応はできなかったものですから、それを補う形で一応、今回、備品購入費という形であげさせていただきました。さらに、51 人体制が終了して、来年度から 22 人体制になるわけですが、そこでもこの設備が使えるということで、一応、リースではなくて備品購入費という形で、今回は対応させていただきましたので、ご理解いただきたいというように思います。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井裕健康福祉課長 41 ページの田島保育所施設建設費補助金についてのお質しにお答え申しあげます。実はこの田島保育所の建設にあたりましては、当初、平成 18 年度、

それから 19 年度という 2 カ年の事業計画で計画したところなんです、今年、国の補正予算の追加がございまして、結果しまして、17 年度の実業ということになりました。したがって、これにつきましては 6 ページのほうの繰越明許費の方にも計上しておきました、9,790 万 2,000 円、一番上の数字でございますが、私立保育所施設整備事業補助金として翌年度の方に繰越すという形になりますので、今年度、17 年度の支出につきましては、歳出予算に計上した額から繰越明許費の方に計上した額を控除した額、これが平成 17 年度の南会津町の会計の方から支払いになるとこういうことで、ご理解いただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 47 番、馬場秀男君。

○馬場秀男議員 ページ 48 ですが、公有財産購入費というのが、きのこセンターの施設購入費というのが載っておりますが、これはおそらく伊南村の森林組合が経営しておったものだと思う訳ですけども、これ、どのようなこれまで経営がなされていたのか、そして、これを購入してですね、町が購入してどのような運用を計画して、それを購入されたのか、お伺いいたします。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊池新六住民生活課長 旧伊南村の総務課長としてお答えさせていただきます。今ほど、馬場議員のおっしゃったとおりです。もと、マイタケですか、栽培してまして、森林組合の施設で、きのこセンターです。補正予算で、伊南村でももちろん予算化しており、その原木を売るとか、そういったことで、せつかくある施設を活かしていきたいというふうな状況です。私の知る限りでは、以上です。

○児山寿明議長 47 番、馬場秀男君。

○馬場秀男議員 おそらくこれが、マイタケ栽培で利益があがってれば森林組合の継続だったんだろうと想像する訳ですが、おそらく大変な中身じゃなかろうかと想像するわけです。それはまあ、施設を買い取って具体的な計画があればですね、方針があれば、自治体購入ということも納得いく訳ですけども、どうも、今の説明を聞いても全く方針が曖昧な形だと言わざるを得ない訳ですが、今、色んな上物が建設について反省されてですね、財政上に色んな影響を及ぼしているという中だけに、こういうものの購入については慎重でなきゃならないだろうと思う訳です。今の説明だけではですね、今後の経営の問題を含めてどうなるのかと、まあ、話によれば、農業公社ですか、ここに管理委託ということになりそうな話ですけども、その辺の見通しですね、その辺はしっかり進んでいるのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 私のほうからお答えして、答になるかどうかわかりませんが、非常に大変申し訳ないんですが、合併までの中で、合併協議の中で、色々、4 町村それぞれの形について協議をしてきた訳ですよ、それで合意されて、それぞれの首長が最終的に声を出しまして、こういう予算編成になったんですが、ただ、担当と申しますか、それぞれの、例えば、これの担当、伊南村の場合は担当したとき、これはどう使うかとい

う形はその当時の中では、ちゃんと上がってきていたと思うんですが、合併の直前にそれぞれ人事異動をやってしまったんですよね、で非常に答弁があやふやな形になっていると思うんですが、これは、ちゃんと、やっぱり、このきのこセンターを買って、これ、多々石にあるんですか、多々石にあるのを買って、将来の使用というものは考えて提案されて、それぞれの最終的には首長が了承したということ、経緯があるわけです。そういう中で、大変、ここで、しっかりした答弁ができないことを大変申し訳なく思うんですが、これも合併の中で、それぞれの町村の声によって上という形の中で、強い要請があってそういう結果が出てきた訳でありますので、何とかご理解を、お許しをいただきたいとこのようにお願いいたします。

○児山寿明議長 47、馬場秀男君。ご理解できますでしょうか。

47、馬場秀男君。

○馬場秀男議員 基本的には納得しかねるような中身ですけれども、確かに合併のどさくさというか、そういう中での処理だということだと思います。ただ、しかし、しつこいような中だけに、基本的な姿勢はやっぱりしっかりしてほしいと思うんですよ。これは、今回だけの問題だけでもないと思います。どうしても、合併すると地域エゴがどうしても前面に出やすい訳ですよ。競争的に出てくるという危険性があるわけで、そういう中での処理がこの見えてくるというのが、今回でも感じるわけです。そういうものを含めて、私は反省を含めてですね、今後の運営を含めて、しっかり取り組んでほしいという意味で、ひとつ質問をした訳ですけれども、少なくとも、今後のですね、この施設の運営についてはしっかり取り組んでほしいというように注文して終わります。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○湯田秀春議員 簡単明瞭に質問したいと思います。一般の25商工債の観光施設費の中の過疎対策事業債で株式会社設立出資金5千万とありますけれども、この中身を説明お願いしたいと思います。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 只今のご質問にお答えをいたします。この件につきましては株式会社INAの会社設立に伴う出資金ということで、ご理解をいただきたいと思っております。旧伊南村のですね、会社設立のためですね。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○湯田秀春議員 その目的というか、そういったところまで分れば。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊池新六住民生活課長 それではお答えいたします。25頁の過疎債ですが、株式会社設立出資金5,000万、これあの出資金も過疎法というか過疎債の適用事業でございまして、起債申請したところ認められて、借入、実行、本借りというか、これからですので、お金借りるのは過疎債で認められ、先ほど配付になりました基金の一覧表があると思っておりますが、基金じゃないか、基金じゃないな、確か、手元に資料ないんですが。

○児山寿明議長 住民生活課長に申し上げます。質問の内容を把握されていないようなんですが、明確に何でこの出資して、過疎債じゃなくてですね、何に使うんだと、何の目的なんだということを聞いている訳ですから、それを教えてください。

○菊池新六住民生活課長 これはですね、小豆温泉、スキー場を含めた伊南地区の観光施設の指定管理者に株式会社INAを設立しまして、その出資金に充当したものです。本来、皆さんご承知、ちょっと余計なことになるかも分かりませんが、それまでは振興公社でやってきましたが、振興公社は、いわゆる公益事業2分の1以上やらなければなりませんよという、収益事業のみではというようなことも色々ございまして、で、ああいった観光施設も運用は株式会社でやりましょうという方針でやってまいりました。以上です。

○児山寿明議長 その他、ございませんか。

13番、星登志一君。

○星登志一議員 簡潔にお願いします。70ページの公債費その他の部分が、これ非常に多いんですけども、その他の部分で1億9,497万円があると、これ普通だと5%くらいしかないはずなんだけど、こんなにいっぱいあるんで、その他という中身をちょっと教えてほしいということ。それから公債費の利子の中で、60万というのがありますけれども、これ通常は一時借入金ですから同じ期限内に多分、元金は返すと思うんです。そうすると17年度のこの予算書からいけば10日間で60万ということはどういった目的で、どんな金額を借りたのか、そして、その元金の返す日にちですね、例えば、3%くらいの利子がかかれば7億5,000とか、5億くらい借りたという計算になりますんで、その辺の明細だけ教えていただければ結構です。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井裕健康福祉課長 第1点目の起債の償還にかかります財源充当のその他の部分でございしますが、まず、歳入予算のですね、22ページそこに商工費寄附金ということで、スキー場の寄附金がございします。これは旧館岩村が会社の方から寄付を受けるものでございします。さらには、その他の内訳としましては同じく歳入予算の24ページ、雑入の部分でございしますが、下から5行目、だいくらやまスキー場起債償還金負担金収入ということで、これも、会社の方からいただく収入でございします。さらに、1番下に旧町村歳計譲与金ということで計上させていただきましたが、この中には廃止になりましたスキー場、それから観光施設等の歳計の譲与金が含まれております。特別会計の方の廃止に伴いまして、一応、雑入という形では受けましたが、本来ですと繰入金に計上すべき特別会計で起債の償還を見ていた財源をここで、歳計剰余金として集約したということで、この金額の一部が合わさりまして、合計しまして、先ほどのその他の財源充当という形になっております。それから、一時借入金の利子の問題であります。これにつきましては旧町村の館岩村の方で実は合併直前に歳計現金が不足するということがありまして、3億5,000万円ほど、一時借入れをして対応をするということで、実際に一時借入れをしましたところ、最終的には3月の17日の時点で、一時借入金に頼らなくてもですね、歳計現金の確保ができたということで、実は旧館岩村さんの方で借りたお金を旧館岩村さんの会計の中で、一時借

入金を全額返済をしたということになっております。それで、今回、この予算につきましては、それらを見込んでですね、合併後 10 日間、20 日から 31 日までの、一時借入金の利子を見込んでおったところでありますが、結果して予算計上しましたけれども、執行がないというので、ご理解いただきたいと思えます。以上です。

○児山寿明議長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 ないようですので、専決第 2 号の質疑を終結いたします。

議案第 2 号、専決第 3 号から専決第 9 号までの質疑

○児山寿明議長 次に、専決第 3 号、平成 17 年度南会津町国民健康保険特別会計予算から専決第 9 号、平成 17 年度南会津町水道事業会計予算までの質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 32 番、大竹幸一君。

○大竹幸一議員 質問に入る前に、この日程第 3 の議案第 3 号からずっとこの最後まで質疑に今入ったんですが、これの提案理由の説明はないんですか。

○児山寿明議長 提案理由は先ほど町長職務執行者からありました。

〔「間違いました。すみません」と言う声あり〕

〔「ありません」「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 32 番、大竹幸一君、よろしいでしょうか。

それではないようですので、専決第 3 号から第 9 号までの質疑を終わります。

以上で、議案第 2 号、専決処分についての質疑を終結いたします。

議案第 2 号の討論・採決

○児山寿明議長 これより討論に入ります。ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○児山寿明議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。本案は、これを承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決しました。

議案第3号の上程・説明

○児山寿明議長 次に、日程第3、議案第3号、専決処分について、専決第10号、字の名称の変更から、専決第13号、福島県市町村総合事務組合への加入についてまでを議題といたします。

提出者の町長職務執行者より、提案理由の説明を求めます。

○児山寿明議長 町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 議案第3号、専決処分についてご説明を申し上げます。

本件は、専決第10号から専決第13号まででございますが、本件につきましては合併協議の中での決定事項などを踏まえ、南会津町発足に伴い所要の事項につきまして、3月20日付で専決処分をしたものであります。まず、専決第10号、字の名称の変更についてでございますが、旧4町村の名称の次にありました大字という名称をとり、例えば、田島町大字田島は南会津町田島にするというような内容でございます。次に専決第11号、公平委員会事務の福島県への委託についてでございますが、本件は旧4町村が地方公務員法第7条、第4項の規定に基づき、公平委員会の事務を福島県に委託をしておりましたので、引き続き福島県へ委託をするものであります。次に、専決第12号、南会津町指定金融機関の指定についてでございますが、本件は、南会津町として3月20日より、公金の取扱いが生じますので、効率的な運営と安全を図る観点から、合併協議の中でも検討が重ねられてきました。その結果、旧町村での実績などを勘案し、株式会社東邦銀行を地方自治法第235条第2項の規定に基づき指定することといたしました。なお、納税等に当たりましては、町民に不便をきたすことのないよう万全を期す所存でございますので、よろしくお願いをいたします。次に、専決第13号、福島県市町村総合事務組合への加入についてでございますが、長勤職員に対する退職手当の支給事務などを行っております福島県市町村総合事務組合に引き続き、南会津町として加入するものであります。以上、議案第3号に係る提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議を賜りまして、ご承認くださいますよう、お願いを申し上げます。

議案第3号の質疑・討論・採決

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。

本案は一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○湯田秀春議員 南会津町指定金融機関の指定についてでございますが、この期間はどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 総務課長。

○室井智総務課長補佐 期間の規定は設けておりません。以上です。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○湯田秀春議員 設けていないということは、永久の可能性もある訳ですけども、よその他の町村、市もそうですけれども、2年交替とか、1年交替とか色々こうある訳ですけども、そういうふうなお考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 私からお答えをいたします。基本的にはそのような考え方はもっていないと。いわゆる、南会津管内では東邦銀行はじめJA農協、大東銀行、会津信用金庫、それから労働金庫があるんですか、そういうのがございますけれども、そういう中で、いわゆる指定金融機関はどれがいいだろうというような検討を重ねてまいりまして、東邦銀行がいいという結果になりましたので、そういう中で、その次は、じゃあ別の銀行に替えるかというような想定をしておりますでした。その辺、ご理解いただきたいと思えます。やっぱり、1番、金融機関として大きいという形があつて、旧館岩村は今まで、JA会津みなみに指定機関としてやってきたんですが、そういう中で私は、変な話になりますけれども、JA会津みなみを推薦したんですが、よその3町村はみんな東邦銀行でしたので、そういう中で、東邦銀行に決定をした訳です。ご理解をいただきたいと思えます。だから、よその銀行にするというようなまだ想定をしております、それは。

○児山寿明議長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

ないようですので、議案第2号、専決処分についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○児山寿明議長 ないようですので討論を終結いたします。

これより、採決いたします。本案は、これを承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決しました。

議案第4号の上程・説明

○児山寿明議長 次に、日程第4、議案第4号、専決処分について、専決第14号、福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の町長職務執行者より、提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 それでは、議案第4号、専決処分についてご説明を申し上げます。本件は、専決第14号、福島県市町村総合事務組合規約の変更についてでありまして、平成18年3月31日をもって三島町ほか2町1カ村衛生処理組合を福島県市町村総合事務組合から脱退させることについて地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。よろしくご承認を賜りまして、ご承認くださいますようお願いをいたします。

議案第4号の質疑・討論・採決

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより、討論を省略し、採決いたします。

本案は、これを承認することに、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決しました。

議案第5号の上程・説明

○児山寿明議長 次に、日程第5、議案第5号、専決処分について、専決第15号、南会津町税条例の一部を改正する条例、専決第16号、南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の町長職務執行者より、提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 それでは、議案第5号、専決処分についてご説明を申し上げます。本件は、専決第15号から専決第16号まででありまして、本件につきましては、地方税法等の一部改正する法律が平成18年3月31日に公布されたことに伴い、税条例の一部改正について専決処分を行ったものであります。まず、専決第15号、南会津町税条例の

一部を改正する条例であります。主な改正点として、個人住民税について均等割り及び所得割りの非課税限度額の賦課税限度額の改正を行ったこと、また、住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置が創設されたことによる改正、さらには、土地に係る固定資産税の負担調整措置が継続となったこと点などが、主な内容であります。次に、専決第 16 号、南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。主な改正点といたしましては、国民健康保険税の介護納付金に係る課税限度額の引き上げを行ったこと、また、法的年金等の控除の見直しに伴う国民健康保険税の負担増を緩和する措置として、平成 17 年 1 月 1 日現在で、65 歳に到達していた被保険者に係る軽減判定所得の算定方法等の改正を行った点などが、主な内容であります。以上、議案第 5 号たる提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど賜りまして、ご承認くださいますようお願いいたします。

議案第 5 号の質疑・討論・採決

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより、討論を省略し、採決いたします。

本案は、これを承認することに、ご異議ございませんか。

〔「質疑なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決しました。

暫時、休憩いたします。なお、常任委員会の開催を予定しているところは、この休憩中
にお願いをいたします。

休憩午後 3 時 00 分

再開午後 3 時 36 分

議案第 6 号の上程・説明

○児山寿明議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第6、議案第6号、専決処分について、専決第17号、平成18年度南会津町一般会計暫定予算から、専決第24号、平成18年度南会津町水道事業会計暫定予算までを、議題といたします。

提出者の町長職務執行者より、提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者

○星光芳町長職務執行者 続きまして、議案第6号、専決処分についてご説明を申し上げます。平成18年度の一般会計並びに各特別会計の暫定予算につきましては、合併協定書、新町まちづくり計画及び合併協議内容を指針として、各施策の着実な推進と各事務事業の適正な水準の確保に努めることを基本に、主として4町村がそれぞれ積算を行い、予算編成作業を行ってまいりました。

そこで、南会津町の町長が決まっていないことから、4月から6月までの3カ月間に執行を必要とする経費について、地方自治法第218条第2項の規定に基づき、町長職務執行者において調製したものであり、人件費や扶助費等の義務的経費、施設維持管理経費等の経常的経費、さらには継続的な事業費等について計上したものであります。

それでは、会計毎にご説明申し上げます。

まず、専決第17号、平成18年度南会津町一般会計暫定予算について歳入より申し上げます。

なお、暫定予算は基本的には歳出予算を中心とするものであり、一般会計の歳入暫定予算においては基本的に町税等の一般財源で対応することとしたものであります。

第1款、町税は5億9,300万円の計上でありまして、町民税、固定資産税及び軽自動車税を計上いたしました。第2款、地方譲与税は所得、自動車重量及び地方道路の各譲与税で、1億3,100万円の計上であります。第3款、利子割交付金は利子税の交付金、300万円を計上いたしました。第4款、配当割交付金は100万円、第5款、株式等譲渡所得割交付金も100万円の計上であります。第6款、地方消費税交付金は4,900万円の計上、第7款、ゴルフ場利用税交付金は100万円、第8款、自動車取得税交付金につきましては2,300万円を計上いたしました。第9款、地方特例交付金は1,800万円、第10款、地方交付税は46億7,300万円の計上であります。

続いて歳出について、ご説明を申し上げます。

第1款、議会費は、7,073万5,000円でありまして議員及び職員の人件費のほか議会活動経費の計上であります。第2款、総務費は、7億1,004万8,000円の計上でありまして、その主なものは第1項、総務管理費で人件費はじめ一般事務経費、財産管理経費、支所関係費、景観づくり推進費、OAシステム等高度情報化推進費、地域づくり事業等自治振興費、公共交通等対策費などあります。第2項、徴税費は、税務関係人件費及び事務的経費で第3項、戸籍住民基本台帳費は経常的な人件費及び事務費であります。第4項、選挙費は、町長選挙及び農業委員選挙の執行経費であります。第5項、統計調査費は、人件費等のほか商工統計費が主なもので、第6項、監査委員費は、経常事務費等あります。第3款、民生費は、8億4,073万5,000円の計上で第1項、社会福祉費

は、人件費のほか社会福祉関係補助金、国民健康保険特別会計繰出金、各種障害者福祉給付費、老人福祉対策費、介護保険特別会計繰出金、老人保健特別会計繰出金、福祉施設管理運営費、国民年金費等であります。第2項、児童福祉費は、すこやか子育て支援事業費、放課後児童対策事業費、乳幼児医療給付費、児童手当及び保育所運営費等であります。第3項、災害救助費は、罹災見舞金の計上であります。第4款、衛生費は、9億4,569万5,000円の計上でありまして第1項、保健衛生費は、人件費のほか各種保健対策推進事業費、疾病等予防事業費、老人保健事業費、環境衛生業務費、保健福祉センター管理費が主なものであります。第2項、清掃費は、廃棄物処理対策費、衛生組合負担金、合併処理浄化槽設置費補助金等であります。第5款、労働費は、勤労者関係経費等で43万2,000円を計上いたしました。第6款、農林水産業費は、5億3,001万6,000円の計上でありまして第1項、農業費は、人件費はじめ農業委員会経費、各種農業振興事業費、農地、農業基盤整備促進事業費、農林業集落排水事業特別会計繰出金、農業振興施設管理運営費及び国土調査費等であります。第2項、林業費は、人件費のほか各種林業振興経費、造林事業費、林道整備事業費、林業振興施設管理費等を計上いたしました。第3項、水産業費は、漁業組合補助金であります。第7款、商工費は商工団体等商工振興補助金、制度資金貸付金、観光団体補助金等観光振興費、観光関連施設管理運営費が主なもので、2億7,944万2,000円の計上となりました。第8款、土木費は6億3,801万5,000円の計上であります。第1項、土木管理費は、人件費等でありまして第2項、道路橋梁費は町道の維持修繕費のほか除雪経費、雪寒機械購入費、地方道路交付金事業等による道路新設改良費が主なものであります。第3項、河川費は、河川環境保全事業費等で、第4項、都市計画費は、公共下水道事業特別会計繰出金、河川公園管理費、土地区画整理事業費であります。第5項、住宅費は、町営住宅管理費等の計上であります。第9款、消防費は4億9,685万5,000円の計上で常備消防事業広域圏組合負担金のほか消防団関係経費、消防施設設備経費、水防・災害対策関係費が主なものであります。第10款、教育費は、9億4,598万4,000円の計上でありまして第1項、教育総務費は、教育委員会費及び事務局費の人件費等経常経費のほか外国青年招致事業費、教職員住宅管理費、スクールバス運行費等であります。第2項、小学校費は、各学校管理経費、学校施設設備・教材の整備費、館岩統合小学校建設事業費等で、第3項、中学校費は、各学校管理経費、南郷中改修関係費等、第四項 幼稚園費は、幼稚園運営費などであります。第5項、社会教育費は、生涯学習推進事業費、芸術文化関係費、社会教育施設管理運営費、文化財保護費、町史編さん費などで、第6項、保健体育費は、体育事業関係費ほか体育施設及び学校給食センターの管理運営費が主なものであります。第11款、災害復旧費は、農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業費で164万6,000円の計上であります。第12款、公債費は、存目1,000円の計上で第13款、諸支出金も存目として1,000円を計上いたしました。第14款、予備費は、3,339万5,000円の計上であります。

以上、一般会計暫定予算について、ご説明を申しあげました。

次に専決第 18 号、平成 18 年度南会津町国民健康保険特別会計暫定予算について、ご説明を申し上げます。

本暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 2,000 万円とするものでありまして、まず、歳入からご説明を申し上げます。

第 1 款、国民健康保険税は、18 年度分の課税が 6 月で最初の納期が 7 月であるところから 6 月までの収納は見込めないため、存目のみ 8,000 円の計上であります。第 2 款、国庫支出金は、1 億 4,039 万 2,000 円の計上で療養給付費及び老人医療費拠出金、介護納付金、高額医療費共同事業に対する国の負担金並びに財政調整交付金であります。第 3 款、県支出金は、高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金で 2,665 万円の計上であります。第 4 款、療養給付費交付金は、退職者医療給付費等の交付金で 1 億 1,573 万 1,000 円を計上いたしました。第 5 款、共同事業交付金は、890 万 7,000 円の計上で高額医療費の共同事業交付金であります。第 6 款、財産収入は国保基金の利子収入として 1,000 円を計上いたしました。第 7 款、繰入金は、国保基盤安定、人件費・事務費、出産育児一時金、財政安定化支援、乳幼児医療費給付事業に対する一般会計繰入金並びに国保基金繰入金で 1 億 7,798 万 1,000 円の計上となりました。第 8 款、繰越金は 5,001 万円を計上いたしまして、第 9 款、諸収入は保険税延滞金、第 3 者行為納付金等で 32 万円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

第 1 款、総務費は、1,916 万 5,000 円でありまして経常的な人件費・事務経費等のほか国保税賦課徴収費、医療費適正化特別対策事業費等であります。第 2 款、保険給付費は、一般、退職被保険者の医療給付費及び高額療養費のほか乳幼児医療費、出産育児一時金、葬祭費等の給付費と審査支払手数料でありまして 3 億 6,810 万 1,000 円を計上いたしました。第 3 款、老人保健拠出金は、老人医療費及び事務費の拠出金でありまして 8,473 万 9,000 円の計上となりました。第 4 款、介護納付金は、介護保険納付金として 3,318 万 5,000 円の計上となりました。第 5 款、共同事業拠出金は、高額医療費の共同事業拠出金でありまして 957 万 4,000 円の計上であります。第 6 款、保健事業費は、保健衛生普及費及び疾病予防費で 200 万 4,000 円の計上となりました。第 7 款、基金積立金は、利子収入積立金 1,000 円の計上であります。第 8 款、公債費は、一時借入金利子 1,000 円の計上で、諸支出金は、保険税の過誤納還付金等で 18 万 3,000 円を計上いたしました。第 10 款、予備費は、304 万 7,000 円の計上となりました。

次に、専決第 19 号、平成 18 年度南会津町老人保健特別会計暫定予算について、ご説明を申し上げます。

本暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 3,270 万円とするものでありまして歳入から申し上げますと、第 1 款、支払基金交付金は、2 億 8,456 万 4,000 円の計上で各保険者から拠出される基金からの医療費、手数料の交付金であります。第 2 款、国庫支出金は、1 億 6,542 万 1,000 円となり、第 3 款、県支出金は、4,135 万 5,000 円の計上でありまして医療費に対する国県それぞれの負担割合による計上であります。第 4 款、繰

入金は、医療費に対する町負担分を一般会計から繰入するもので県負担割合と同額で4,135万5,000円の計上であります。第5款、繰越金は、存目1,000円の計上で、第6款、諸収入は、歳計現金の利子収入ほかで存目4,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款、医療諸費は5億3,269万5,000円の計上で老人医療給付費及び審査支払手数料であります。第2款、諸支出金は5,000円で返還金等を存目計上いたしました。

次に、専決第20号、平成18年度南会津町介護保険特別会計暫定予算について、ご説明を申し上げます。

本暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,970万円とするものでありまして、まず、歳入であります。第1款、保険料は第1号被保険者の保険料5,676万9,000円を計上いたしました。第2款、使用料及び手数料は存目として1,000円の計上であります。第3款、国庫支出金は、7,792万1,000円の計上で、介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金であります。第4款、支払基金交付金は、9,698万2,000円の計上で第5款、県支出金は4,865万7,000円の計上でありまして、それぞれ介護給付費に対する交付金、負担金及び地域支援事業交付金であります。第6款、財産収入は、基金利子として1千円を計上いたしました。第7款、繰入金は、6,935万7,000円の計上で介護給付費及び地域支援事業費に対する町負担金並びに人件費、事務費の一般会計繰入金であります。第8款、繰越金は存目1,000円を計上し、第9款、諸収入は延滞金等存目1万1,000円を計上いたしました。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

第1款、総務費は、人件費及び事務費、保険料賦課徴収費、介護認定審査費、趣旨普及費等で2,927万9,000円の計上であります。第2款、保険給付費は、各種介護サービス及び介護予防サービス給付費等でありまして3億1,196万4,000円の計上であります。第3款、財政安定化基金拠出金は、124万8,000円の計上で第4款、地域支援事業費は要介護状態区分に該当しない人に対する介護予防事業費等564万7,000円の計上であります。第5款、保健福祉事業費は、106万7,000円で介護用品支給事業費であります。第6款、基金積立金は、利子収入積立て1,000円を計上いたしました。第7款、予備費は、48万3,000円の計上となりました。第6款、諸支出金は、還付金等として1万1,000円の計上であります。

次に、専決第21号、平成18年度南会津町農林業集落排水事業特別会計暫定予算について、ご説明を申し上げます。

本暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,850万円とするものであります。

歳入から申し上げますと、第1款、分担金及び負担金は、存目1,000円を計上いたしました。第2款、使用料及び手数料は、下水道使用料等1,343万2,000円を計上いたしました。第3款、繰入金は、施設維持管理費に対する一般会計繰入で2,506万5,000円を計上しました。第4款、繰越金は、存目1,000円を計上しまして第5款、諸収入も歳計現金預金利子として1,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。集落排水事業費は、施設維持管理経費等で3,635万6,000円の計上であります。第2款、公債費は、存目1,000円で、第3款、予備費は、214万3,000円を計上いたしました。

次に、専決第22号、平成18年度南会津町公共下水道事業特別会計暫定予算について、ご説明を申し上げます。

本暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,240万円とするものであります。

歳入から申し上げますと、第1款、分担金及び負担金は、事業に係る受益者負担金で、118万6,000円を計上いたしました。第2款、使用料及び手数料は、下水道使用料等2,160万9,000円の計上であります。第3款、国庫支出金は、9,640万円。第4款、支出金は、482万円の計上で、それぞれ下水道事業費に対する補助金であります。第5款、繰入金は施設整備費等の一般会計繰入で、1億2,836万4,000円を計上いたしました。第6款、繰越金は、2万円を計上し、第7款、諸収入は、歳計現金預金利子1,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款、土木費は、施設維持管理経費、公共下水道及び特定環境保全下水道事業費等で、2億5,135万6,000円の計上であります。第2款、公債費は、存目1,000円。第3款、予備費は、104万3,000円の計上となりました。

次に、専決第23号、平成18年度南会津町簡易水道事業特別会計暫定予算について、ご説明を申し上げます。

本暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,200万円とするものであります。

歳入から申し上げますと、第1款、使用料及び手数料は、7,458万4,000円の計上で、水道使用料のほか手数料であります。第2款、財産収入は、1,000円。基金利子収入を計上いたしました。第3款、繰入金は、4,731万1,000円の計上で消火栓関係経費、町道整備事業関連補償費繰入金の一般会計繰入金及び基金繰入金であります。第4款、繰越金を10万円計上しまして、第5款、諸収入は、雇用保険料個人納付金等で4,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款、簡易水道事業費は、1億1,629万5,000円の計上で人件費等事務的経常経費のほか配水管布設替工事費等の維持管理経費及び新設改良費であります。第2款、公債費は、存目1,000円の計上で、第3款、予備費は、570万4,000円の計上であります。

次に、議案第24号、平成18年度南会津町水道事業会計暫定予算について、ご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明を申し上げます。

収入の第1款、水道事業収益は、水道使用料、消火栓修繕費繰入等の営業収益と公共工事関連繰入金等の営業外収益でありまして5,224万8,000円を計上いたしました。支出の第1款、水道事業費用は、2,581万4,000円の計上となりまして人件費、事務費等給水事業管理経費のほか消火栓修繕費、公共工事関連事業費等であります。

次に、資本的支出であります、第1款、資本的支出は、第3次拡張事業費で100万円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額100万円は過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

以上、専決処分いたしました平成18年度暫定予算の各会計についてご説明を申し上げますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第6号、専決第17号の質疑

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。

本案についても、一般会計と特別会計の二つに分けて審議を進めていきます。質疑の回数は一区切りごとに、3回まで認めることといたします。ページ数を示してできるだけ簡潔、明瞭に質疑また答弁されますようご協力方特にお願いをいたします。

それでは専決第17号、平成18年度南会津町一般会計暫定予算の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

45番、湊田幹夫君。

○湊田幹夫議員 一般会計の中で31ページ、総務管理費の中に2,380万という予算があって、ふるさとづくり事業地域活性化支援事業補助金、これはどういう内容で、どういうふうになれば該当するかということをお聞きしたい。それから、南会津町郡都市交流促進協議会補助金、500万ですか、この内容等を簡単に説明願います。それから、84ページと122ページに84ページの場合は商工費で4,500何万とか書いているけれども、総合計の金は書いてあるけれども明細はない状態なのか、ある程度、秘密費なのか、122ページも3,100万ですか、これも内容は、合計は出ているが明細がないんですが、何らかの理由があればお知らせください。簡単明瞭にお願いします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 只今、お質しのふるさとづくり事業、それから都市交流推進協議会の運営費の補助金、この2点について、お答えをさせていただきます。まず、ふるさとづくり事業地域活性化発展支援事業の補助金、これにつきましては、従来、田島さんのほうでもやっておられたと思うんですが、あと、館岩のほうでも、人材育成基金というふうな形でうちのほうはやっていたんですが、これは個人及び団体に対する人材育成基金でありまして、今回は特に地域づくり、4者の一体的な、旧4町村の一体的な人材を図るという意味から、この600万を計上しております。それから南会津町都市交流推進運営協議会補助金、これにつきましては4町村、旧来、それぞれ都市交流事業を展開してきた訳でございますが、旧来のそれぞれのですね、事業を合併協議会の申合せに基づきまして合併時点では従来の事業を引き継ぎましょうということで、支障がない形でですね、従来の

都市交流事業を展開するというので、ここに501万2,000円が計上されております。以上です。

○児山寿明議長 総務課長。

○室井智総務課長補佐 84ページと、さらには122ページ、これは工事請負費の関係かと思いますが、総体的なことを申し上げます。いままで、田島町もそうでありましたが、通例といたしまして、金額等の記載はしておりません。工事請負金に関してはですね。入札等に影響がありますので、その点を鑑みまして金額の記載はございません。ご理解いただきたいと思っております。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○湊田幹夫議員 31ページの問題で、今の答弁聞くと会社、個人でも申請しても大丈夫だという内容の、田島の補助金もありました。それと同じ内容だという理解していいんですね。それから、この500何万ですか、都市交流協議会運営補助金というのは、私ちょっと納得いかない点は田島ふるさと会、あるいは館岩のふるさと会というのはみんな補助金が出るんですが、交流っていうまた別な科目があるということは、どういう団体で、どうやっているか、その内容が簡単に知りたいんですね。内容の、お互いのふるさととか色々補助金出しているんだけど、この団体の何を交流というのか、お願いしたい。それから、84ページ、122ページの工事の内容は了解いたします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 ふるさとづくり推進事業につきましては、只今お質しのとおりでございまして、目的にそったものであればですね、それは審査をして交付しますということでございます。それから、南会津町都市交流推進事業につきましては、うちのほうの例をとりますれば、例えば、墨田区あるいは鳴門町、それから、さいたま市、これは南郷村さんもそうなんです、みんなそうなんです、それぞれ従来の交流事業を展開していたと、田島さんについては台東区さんとか、桑折町、色々やっておりますので、そういう従来のものを引き継いでいく、それを都市交流協議会というような、もちまして、そこに補助金を出してそこでやっていくというものでございます。以上です。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○大竹幸一議員 4点ほど質問いたしますが、最初23ページの総務費の中での、1番下のほうに南会津町の町章募集賞金が15万、それから、次のページにきまして町民憲章等の制定委員会謝礼ということで、4万ほど上っておりますが、これをみると町章と町民憲章やるんだなということ分かりますが、町民憲章等ということになっておりますので、町民憲章のほかに何を制定されて、いつ頃までやるのかなというようなことを伺います。それからあと、二つ目は48ページであります、48ページに民生費の中の4節の共済費からの放課後児童対策事業というようなことで出てきますが、田島町では今まで、今までの条例集、議案集では学童保育というような表現でなりましたが、今度、その表現がちょっと見当たらないんですが、これ小学校の入学した生徒の低学年の人を見るということで、夕方まで見る学童保育のことかなと思っております、その確認と、さらにはあと、

今年、荒海小学校でスタート、二つ目の施設がスタートする訳ですが、それが、いつから、機能したのかな、いつから、何人でスタートしたのかということ伺います。それから、67 ページにきまして、一番下のほうに農業の災害対策補助金ということで、2,600 万ほど上がっておりますが、これ、先ほども産業建設委員会の中で、雪害の対策、被害状況を調べようかという話もあって、やった訳ですが、3月議会でも聞いたんですが、ちょっと調べているということだったんですけれども、調べていけば、その状況と、あとさらに、国県の対策ですね、政策はどんなふうになっているのかということも伺いたいんですが、被害状況よりも国県の政策ですね、それを合わせて伺いたいと、それから最後に 79 ページになるんですが、商工費の中で 79 ページの商工費で 19 節ありますが、ここで、この中で、商工会関係に補助金がずっとある訳ですが、運営補助金というのは田島、館岩、伊南、南郷とこうありますが、その下の事務局長設置補助金の欄にくと田島はなくて、それ以外がある訳ですが、その辺の違いですね、違う理由は何なのかと、それから、基準ですね、どういう基準があってそうなっているのかというようなことを伺いたいと思います。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 それでは 23 ページのお質しの件について、お答えをさせていただきたいと思ひます。まず、町民憲章の関係なんですが、ひとつではですね、いつ頃までかということですが、町章をですね、今、各地区にですね募集をかけて、これから募集をかけるところでございまして、町章については募集、町民憲章、あるいは花、木、鳥については合併協議会の中でも色々議論ありましたように、その委員会の中で、事務局で原案を示してやっていくと、その時期につきましては新しい町長が決まりまして、定例議会が済んだ後にですね、新町ですね、開町式の時に発表したいと、その委員の人たちの費用がここに上がっております。それから、ページ数でいいますと、最後に事務局長の分も一緒に今回、お答えをさせていただきたいと思ひますが、まず、事務局長の補助金ですね、交付の理由あるいは目的、それから、基準等についてのお質しでございまして、まず、実態等申し上げまして、館岩村、それから南郷村ですね、それから伊南村、これにつきましては従来の指導員の方が事務局長になっておりまして、これは、県から補助金がございまして、それらですね、補助金を勘案しながら、村のほうでも、これは補助をしているということでございまして。それで、目的とかですね、色々基準の中で、目的としてはですね、商工会はですね地域にある唯一の経済団体であるというふうな中で、この局長はですね単に商工業者の経営改善とかですね、そういう一般的な指導だけではなくて、地域とこう連携を図っていただきながら、地域の活性化をいかに図っていくかというふうなことからですね、事務局長の設置が必要であると、でこのことにつきましては指導員とかですね、補助員であれば 100%県のほうで出るわけですが、事務局長設置についてはですね、県のほうで、ある程度打ち切り補助であると、本来であれば力があればですね、これは商工会で負担すればいい訳ですが、ご承知のとおり、非常に厳しい財政状況の中で、県の補助金の動向を見ながら町村でも補助金を交付をしておるという状況でございまして。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井裕健康福祉課長 歳出予算の48ページから49ページにかけます放課後児童対策事業のお質しにお答え申し上げます。お質しのおり放課後児童対策事業というのは、いわゆる学童保育事業でございます。今回は歳入予算の方でその部分の予算は見えておりませんが、通常ですと県の補助金として、放課後児童対策事業というような正式名称の補助金を予算で計上することになります。したがって、歳入と整合性を図る意味から、従来からですね、放課後児童対策事業というような予算の標記で、ここまできておりますので、ご理解いただきたいと思っております。さらに、荒海地区の、いわゆる学童保育についてのスタートでございますが、昨日、入学式が終りまして、さっそく今日から関係各位のご協力のもと、スタートさせていただきましたので、あわせて報告させていただきます。以上です。

○児山寿明議長 農林課長。

○森秀一農林課長 67ページ農業災害対策費補助金について関連する災害の状況について私の方からご説明を申し上げたいと思っております。農業被害につきましては積雪のために一部についてまだ確認できない状況にありますけれども、現在、各支所を通じながら報告をいただいている状況についてご説明を申し上げたいと思っております。農業施設の被害でございますが、パイプハウスの倒壊が285棟、1,736万2,000円、ぶどう棚、1棟、26万1,000円で合計しますと1,762万3,000円であります。また、果樹の樹体損傷これについてはリンゴで3.6ha、1,328万6,000円、モモですが、0.7haで、16万9,000円、あわせると1,345万5,000円となります。農業施設と果樹の被害をあわせた被害額ですが、3,107万8,000円ということになりますが、この積算根拠でありますけれども、これは県で指定する単価に対して積算をしたということで出された金額であります。また、農業災害対策費補助金についてでありますけれども、現在、把握している状況ということでしかご説明できませんが、西部地域でパイプハウスの資材費に対しても見積りを済んでおりますので、その金額としまして1,437万5,000円の見積りが確認されております。残念ながら現在、旧田島地域につきましては調査中の状況でございます。補助の該当要件の確認、それから復旧費の見積り等、今後の作業になりますので、補助申請に至っての内容については、まだ、確認できていないという状況にあります。また、先ほど県・国の補助金がどういう内容なのかということで、お話ありましたが、国の補助金というのは入っておりません。県が3分の1、町が3分の1、受益者が3分の1ということになっております。それで、ここに上げておきました2,657万6,000円という金額については事業費の3分の2の額になっているというところでございます。また、この2,600万につきましては、この金額を計上させていただく段階のときに内容が全然つかめていないという状況だったものですから、各旧4町村の中の前年度の金額をあげさせていただいたというようなところが、事情でございます。現在の状況から見ますとこの予算の範囲内で復旧が図られるのかなというふうに判断をしております。以上です。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○大竹幸一議員 大体分かりましたが、町民憲章関連で、もう1点伺いたいのは町民憲章とかですね、町章もですね、必要かもしれませんが、町民の方からは、それよりも色んな

場で町民の歌をですね、そういうのを歌っていたもんですから、それはどうなっているんだという話もあるもんですから、その状況について再度伺いたいと思います。それからあと、学童保育関係につきましては昨日から始まったということで、大変良かったと思いますが、何人であったかということをおよそ、人数ですね、伺いたいと思います。それからあと、商工会関係についてはあれですね、要するに田島で事務局長補助金がないわけですが、これについては何ていうか、力があるからというようなことになる訳ですか、逆に力がないからということをおっしゃいましたか、西部地区についてはね、田島はあるからという確認でいいのかわかりたいと思います。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 只今、お質しのですね、町民の歌の関係につきましてはこれは合併協議会の中でもですね、特に急を要するものではないんじゃないかというふうな合併協議会の経過もございまして、町としましてもですね、今後必要に応じて制定したらいいのかわかりたいを含めて、町民憲章制定委員会の中等でも議論をしていきたいというふうな考えております。それから、2点目のですね、田島町さんの事務局長さんの補助金なんです、これは、県の補助金がある訳ですが、その中で、さらに田島町商工会の中での対応ということで、西部地区とは状況が違うということであると思います。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井裕健康福祉課長 学童保育につきましては、今日から 13 名でスタートいたしました。

○児山寿明議長 26 番、星喜弥君。

○星喜弥議員 3 点ほど、質問させていただきます。今、大竹さんのほうから質問があったこととダブるんですが、農業災害対策補助金、これは田島のほうはまだなっていないようなお話なんです、私の方の集落でも相当のパイプハウスの崩壊は出ているんですけれども、一部の町民の話をお聞くと、3 割の補助をしてくれるんだとか、6 割の補助が出るんだとか言う話で、どこで、JA が対応しているのか、農事組合が対応しているのか、町が対応しているのか、その辺のところをはっきりしてもらわないと困るんです。花卉とか、今、非常に困っている。私の方は針生地区なんです、2 点目としては 69 ページの 15 番、工事請負費 2,096 万 4,000 円、大豆渡地区ですけれども、ここは 17 年度に終わったと思うんですが、まだ、継続事業でやるのか、やらないのか、簡単でいいですからお願いします。あとは 85 ページ、18 番の備品購入費なんです、緑の広場管理運営関係でテント等購入費、これは指定管理者に出して、63 万 3,000 円だったと思うんですけれども、出してあるんですけれども、その後で予算をつけてもらったということで理解していいですか。この 3 点お願いします。

○児山寿明議長 農林課長。

○森秀一農林課長 只今の質問について、説明を申し上げます。先ほど私の方から被害の報告を説明した訳なんです、県の単価と補助金の内容を別々に説明したというところに、こう、私がこれから説明したいところがある訳なんです、農業災害復旧のための補助金

は見積りを取って、その見積りによって申請するということになっております。それで、事業主体となりますのが、JAということをお願いしたんですが、JAのほうではちょっと固定資産とか色んな関係でできないということで、JAが事務局となっている生産組合が、事業主体となります。西部地区についてはトマト生産組合、花卉生産組合ということになっておりまして、東部地区においても同じ内容で花卉生産組合なり、トマト生産組合を通じての、東部地区については補助事業の該当はないということをご報告聞いております。それで、どこが事業主体かというところはそのようなことで、ご理解をいただきたいと思うんですが、あと、補助金につきましては3分の2が補助金ということで、先ほど県が3分の1、町が3分の1ということで、お話しあげましたが、3分の2が補助金になるという内容です。例えば、町のほうで、ちょっと減らしたいということになれば、県も減らしますよという条件がついておりますので、まるまる3分の2の補助金を該当させたいということになっております。以上です。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 それでは、只今、お質しのですね、85ページの備品購入費、154万5,000円、緑の広場管理運営テント等の購入費、ご承知のとおりですね、指定管理者制度につきましては、自ら町がやるか、それから指定管理者の方でやるかということで、これは指定管理者になっているということですが、資産につきましてはですね、これはかなり、話によると古くなっているということで、町自身がそろえて、その維持管理を指定管理者でやっていくという考えに立って、ご理解をいただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○児山寿明議長 農林課長。

○森秀一農林課長 どうも大変失礼をしました。大豆渡地区につきましては18年度事業としまして、299万5,000円が計上されております。ここで、大きく計上させている金額につきましては旧南郷地区の鶉巣地区というところで、同じ事業をやっておりますので、その部分が加わっております。以上です。

○児山寿明議長 16番、星喜弥君。

○星喜弥議員 2,000万で大豆渡地区、これ大豆渡ではないですか、名称は、それから大きい計画の集落を出されて、大豆渡地区を出してもらったんでは、我々も錯覚してしまうんです。あと、最初の67ページの、その対応は田島の方はまだできていないという対応では困ってしまう。その申請の段階で、どこに申請していいのかわからないって、議員のほうに電話がくる訳ですよ。それを田島の方はまだ対応できていないのでは、今、育苗もやらなくてはならない、これから、花もやらなくてはならないのに、そんな町の対応では、これから本当にどうなるのか心配で、その辺の説明をお願いします。

○児山寿明議長 農林課長。

○森秀一農林課長 只今の質問について、ご説明を申し上げます。最初の基盤整備促進事業については申し訳ないということで、お詫びするしかないんですが、災害の関係につきましては事業主体がJAということで、先日もJAの田島支店の方に電話をしまして、西

部地区の方でもう既にここまで進んでいるので、それを進めてほしいということで、担当のほうにも話しをしまして、さらに、事業部長、斎藤部長の方にも再三お願いをしました。町の方としましては全体的な把握は必要かもしれませんが、申請行為については事業主体ということになっているものですから、それについては強力をお願いしたと、あと、西部営農課の星課長の方にも西部地区ばかり進めるんでなくて東部地区の方についても大至急進めるようにということで、同じJAの中で連携を図ってくれということで言っておきましたので、これらについてはご理解をいただきたいと思います。

○兎山寿明議長 星喜弥君。

○星喜弥議員 それで、67 ページのその話なんですが、農事組合にも町では支援しているのだから、農事組合とか、その辺にもお話をして、こういう訳で補助も出るんだから出して下さいなんて言う、そういう話はないんですか、町でせつかく農事組合に支援を、予算を使って出しているのに農事組合は何にも対応しないで、ただ町のハウスを倒壊した人は6割出るから、3割出るからって、訳の分からない対応では、本当に今後、納得いかないと思いますよ。

○兎山寿明議長 農林課長。

○森秀一農林課長 あくまでも、事業主体がJAというような部分があるものですから、そちらの方に周知を図るように、そして、団体名で申請をすると、そして、さらに町から県に申請する段階には色んな団体をまとめて一本で申請をしなくちゃならないという苦しい部分もあるものですから、これらについての災害状況、それらについてはできるだけ農事組合長を通じて周知をしたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○兎山寿明議長 ほかに、ございませんか。

11番、目黒幸雄君。

○目黒幸雄議員 20 ページの南会津地方町村負担金、それから広域市町村圏組合負担金、61 ページの清掃費の田島下郷、西部環境の負担金から97 ページの広域消防の事業負担金なんですが、これは今までですと、7町村で負担金を計算していたんだらうと、多分思いますが、今度は4町村になりましたから、町村の負担の算出方法などは変わったのでしょうか、お伺いいたします。

○兎山寿明議長 町長職務執行者。

○星光芳職務執行者 数字的なことを細かくまだ、ちょっと最初は把握していたんですが、ここまでに、基本的にその考え方、いままで7町村で人口割とか、そういう形の中で負担してきたんですが、ただ合併をすることによって、例えば南会津町が4町村合併して、そして、負担金は今までの4町村でもった分を全額出すということと、それから合併したんだから我々は非常に経費が、財政的に力がないからやむを得なく合併をしたんだと、それだから今までのような負担の仕方はできないという論が出てきたんです。それで、例えば、西部環境衛生組合、只見と伊南と南郷と館岩は入っているんですが、それについては昨年、これは今まで4町村でもってきたんだから只見と伊南、南郷、館岩でもってきたんですから、これは今までどおりの、合併しても負担をしていきたいと思いますということで、

これは合意できたんですが、ただ、広域圏については、そういうことができなかつた。そういう中で、人口割をして、それから若干、今までの4町村で負担した金額よりはマイナスの計算をするような形の中で妥協をした訳です。それですから、今までの伊南、南郷、館岩、田島町が四つで1町3カ村でもってきた金額よりは、いわゆる負担割合というのは若干低くなっちゃうんです。その金額、今いくらになったか、ちょっと申し上げるのが、そういう、いわゆる色んな議論してなかなかまとまらなかつたんですよ、だが広域圏の管理者が下郷町ですから、そう中で、妥協案というものを出してきて、そこで、とにかく不満はあるけれども、我慢をしようと、で、やっぱり、ある程度は出さなきゃならないんだと、我々もと言う中で、合意をして負担金を決めた訳です。詳細については、いずれ、そういう形の中で、今までよりは4町村が、それぞれがもってきた負担金よりは安くなったということは事実ですね。そういうことです。ここに書いてあるとおり。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○目黒幸雄議員 細かいことはいいんです。例えば、下郷町、只見町、桧枝岐村は合併をしなくても生きられますよと、こう言ってきた訳でしょ、ですから南会津の今の4町村が、旧4町村が合併してひとつの町になった訳ですから、算出の根拠にあたってはあくまでも南会津町は南会津町ひとつだということで望んでもらいたい。これは新町長になってからもお願いしたいと思いますが、やはり、只見町、下郷町、桧枝岐村は自分で生きられると、自立の道を選んでいる訳ですから、その辺を強力に申し上げます。

○児山寿明議長 町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 お話はよく分かるんですが、じゃあ今まで、4町村で、合併しない4町村でもってきた経費が、1町村になったから1町村しかもたないという原則をね、そういう考え方を貫いていったら、いわゆる広域市町村圏というのは運営できなくなってしまう、それは、よその町村はぐっと跳ね上がる訳ですよ、負担金、それがよその町村にとっては大変、只見にしたって、桧枝岐にしたってですね、それは大変な、下郷にしたって、増えてくる訳ですから、大変なことになる訳です。その辺は、やはり、お互いに皆で協議して対処すると言ったんだから、やはり、ここで、接点というのを見つけて、お互いに我慢し、やっていくという姿勢の中でやっていかないと、これ、1町村だからあとは1町村分しかもちませんよという形になって、ただ、人口割とか、そういう形にしたって、よその町村は増えてくるんですよ、はっきり言って、負担金が、それでいいのかと、必ずしも私は、やはり、そこにはお互いに譲り合いの精神が第一だという考え方をもっていますので、そういう中では、減りましたけれども、たいした減り方ではないんですが、減ったことは事実なんです、そういう中で妥協を図ってきたという経緯がある訳です。ですから、その辺は、ご理解をちょうだいしたいと思います。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○目黒幸雄議員 住民の、首長たるもの将来の見通しができるはずなんです。自分の町のあり方、村のあり方については、ですから、その辺も、今の町村長さんたちは、ずっと、お見通しだったはずなんです。ですから、このことは強力にもっとこれから進めてほしい

と職務執行者をお願いしたいと思います。このあと、新しい町長になってからもお願いをいたします。以上です。

○児山寿明議長 答弁よろしいですね。

〔「いりません」と言う声あり〕

ほかに、ございませんか。

7番、湯田秀春君。

○湯田秀春議員 暫定一般の85ページの15番の工事請負費の中に会津高原フレンドカントリークラブ乗用カート補修工事請負費とあります。それから会津高原フレンドカントリークラブ屋根雪害復旧工事請負費とあって、そして、そこからずっとこう下のほうに、17に公有財産購入費500万、フレンドカントリークラブ乗用カート道購入費と、上のほうは金額書いてないんですけども、こっちのほうは500万と書いてあるんですけども、これの、どういうその関係なのか、ちょっと説明をいただきたいなど、それと同時にですね、新聞で東武のほうから18億でしたっけ、かなりの財産をいただいたというようなことがあったんで、できればですね、これとは直接関係ないかもしれませんが、我々、館岩さん以外の議員の方が、分かりやすいような説明資料をいただければ有難いなということで、その辺をお願いしたいなど、こんなふうに思います。それから、もうひとつですね、これも、湯の花温泉交流センターっていうのは、これから何か建物建てるみたいな感じがある訳ですけども、これは単なる集会施設のようなものなのか、それともですね、この、きらら289みたいな町民がお湯に入ることができるような、入浴できるそういう施設なのか、ちょっと、その辺を説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 何点か、今、ご質問のあった件について、お答えをさせていただきますと思います。まず、1点目はですね、雪害の関係、フレンドカントリークラブ乗用カート工事請負の関係ですね、ページで言いますと84ページ、フレンドカントリークラブ乗用カート補修工事の請負関係ということでございますが、現在ですね、延長にしますと、全体では約4,200mございます。その中で、会社独自に15、16でやったのが、1,160mで、2,100mが、まだ未整備である訳ですが、今回は、この100mについて工事をやりたいということでございます。何故かということになりますと、乗用カート、今ほとんど乗用カート、歩きはあまりあれなんですけど、ひとつはですね、やっぱり、雨が降った、あるいは、山岳ゴルフ場なもんですから、危険な箇所が何箇所かあると、それからあと、やっぱり、芝の中をですね、やっぱり、交差、通行しなくて、横切らなくちゃなんないというふうな場所がありまして、できればですね、その本格的なゴルフシーズン前に100mほど優先してやりたいというのが、まず、この一点目でございます。それから、2点目のですね、屋根につきましては、これはご承知のとおり、今年、あちこち雪害が出ているんですけど、ボイラーの方の上の屋根の方が壊れまして、これはオープン前にやらなければならないと、でこれは、保障金が100%出るんですけど、それでこれは工事をやると、当然、指定管理者の中で、公の施設ですので、町でやるということでございます。それから、3点

目のですね、公有財産購入費、500 万ということでございます。これにつきましては、ご承知のとおり、先ほど東武鉄道さんからの資産 18 億 3,000 万ほどのあれがあったという話なんです、基本的には今、クラブハウス、それからゴルフ場は町の持ち物でございます。先ほど、午前中の話の中でも、そのカート道が、15、16 でやった分について、これがですね、資産として計上されておるということでございますが、これは固定資産税評価額の中でですね、村としては基本的には公の中で、それを指定管理者やっている訳ですが、村の施設の中で、今後も、そのカート道は補修していかなくちゃならないし、また未整備のところもやっていかないと危険性があるということからですね、公の施設に会社の資産があるというふうなものですから、これをですね、一連の中で、村が買い取って適正に管理をしたいというのが本音でございます。以上でございます。湯の花の交流センターにつきましては、これは、生活改善センター、25 年、約 30 年前、造って、かなりもう雨漏れ寸前の状況になっておりました、これは只見川電源流域振興事業の中で、補助事業の中で、約 60 坪ぐらいになるんですが、これは補助事業でありますので、単に集会施設だけでなく、その湯の花地区、あるいは水引地区、その地区全体をひとつの交流施設、温泉を活用した交流施設というような位置づけの中で、今回、集落の一部負担金をいただきながら計画をしていく訳でございます。以上です。

○児山寿明議長 議長より通告をいたします。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

7 番、湯田秀春君。

○湯田秀春議員 大体わかりました。もう 1 回、まとめると、要するにゴルフ場のカート道路だけ町で買ったと、そこを、そういう意味なのかな。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 先ほど申しあげましたように、そのカート道が 15、16 で会社自身が作ったと、それが、今回、村でですね、その資産を買い上げるということでございます。そして、指定管理者の中で一体的に管理をしていただくということでございます。

○児山寿明議長 ほかに、ございませんか。

38 番、渡部康吉君。

○渡部康吉議員 81 ページについて質問いたします。館岩農業公社運営費補助金 825 万 7,000 円計上されていますが、この農業公社というのは、どういうお仕事をやっていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星廣政企画観光課長 この農業公社につきましては、まず、基本的にはですね、先ほどいろいろ指定管理者の話ございましたが、観光案内所、しらかば公園、前沢のふるさと公園とか、色々ですね、公共施設を維持管理をしていると、それから、あと公益事業ですので、色々、健康推進事業、あるいは都市交流事業、それから職員、観光協会等の職員もそうなんです、そういう方々の身分も農業公社に置くわけですが、要するに観光と、それから公の施設の管理、それからですね、一番は館岩地域のおけるですね、担い手農家の育

成事業の中で農地保有合理化事業をやっていると、特に基盤整備進んでおりますので、その中で、担い手という形で、農地保有合理化事業等もその中で実施をしていると、一番は指定管理者の中で農業公社が中心となって公の施設を管理すると、その人件費ですね、2名分の、それがこの補助金でございます。

○児山寿明議長 38番、渡部康吉君。

○渡部康吉議員 名称が農業公社になっておりますからとって質問したんですが、そうすると指定管理者のような公共事業を請け負う仕事をやる会社というこういう理解しているんですね、名前が農業であって商工費に予算が計上しているのがどうも納得できなかったものですから、こういう質問したわけでございます。事業の内容が、ウエートがその商工観光のほうにウエートがあるとすれば、これで結構なのですが、農業のほうにウエートがあるとすれば、科目が違ったのかなと思って、こんなふう感じた訳です。いいです。ありがとうございます。

○児山寿明議長 12番、菅家幸弘君。

○菅家幸弘議員 55ページをひとつお願いします。備品購入費の中で伊南診療所備品購入費と入っておりますけれども、これ今、現在、どのような状況になっているのか、お知らせをしていただけませんか。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 お答え申し上げます。伊南診療所でございますが、今年の3月31日に契約期間が切れまして、お医者さんが南郷の方に行きまして、休診というか診療をできない状態になっております。

○児山寿明議長 備品購入についてのお質しでありますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、暫時休憩をいたします。確認をするそうでありますので、そのまま、お待ちください。

休憩午後 4時55分

再開午後 5時05分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 大変申し訳ございませんでした。備品購入費の内容でございますが、三つございまして、ひとつがシリンジポンプというやつが33万6,000円、それからガス滅菌器が60万9,000円、蒸気滅菌器が51万2,400円ということで積算しております。先ほど、今、医師がいなくて休診の状態だと申し上げましたけれども、何故、今頃、医師のいないのに買うのだということで、疑問に思われるかも知れませんが、今まで使っていた備品は、ほとんど前のお医者さんがもっていた備品でございまして、それがほとんど全部もっていかれてしまったと、今、備品がない状態ですので、医師を誘致するた

めにもやはり、設備を充実して置きたいという考えから予算を計上したしだいでございます。

○児山寿明議長 12番、菅家幸弘君。

○菅家幸弘議員 只今の説明で、分かるような分からないような、大体納得はしましたけれども、医師のいらっしやらないところに設備されても、それはいらっしやらないからではなんでしょうけれども、これから、見つけれんのかもしれないですね、だから、私も、その伊南の先生には大変お世話になったひとりでありますから、早急にもそういう医師がおられるのであれば、やっぱり、設備をもう少し、予算を取ってもいいですから、やっぱり、がんばってやってほしい。

○児山寿明議長 ほかに、ございませんか。

13番、星登志一君。

○星登志一議員 午前中もちょっと質問しましたけれども、暫定予算ということで、議員の方には性質的な予算が回っていない訳です。目的別には予算書回っておりますけれども、性質別のもは回っていないんでどうなっているのかちょっと分かんないんですけども、とにかく、投資的経費を使うときには、いままでは委員会も、各委員会出来てなかったですから仕方がないと思うんですけども、原則、我々が聞いているのは暫定予算の中には投資的経費は入れないよと、経常的経費だけでやりますよというお話でしたけれども、今日の暫定予算書を見ていると、だいぶ投資的経費が入っていると、まあ、これは経済的な事情があつてしょうがないんでしょうけれども、もしそういうことであれば、皆さんの意見を聞くと、やっぱり、中身が分かんないというのが、どんなふうやっていくんだというのが、大方の意見かなとこんなふう思うんです。ですから、もし、新町長になる前に執行するのであれば、全体をまとめて、やはり、委員会にもう1回ちょっと丁寧な説明をしたほうがいいのかなというようなことを、今、感じましたので、その点を1点ですね。それと、もうひとつは暫定予算というのはどうしても投資的予算となると、それ以外で、じゃあ、それを使わないで建設だとか、土木関係をどうやって潤すかとなると、やっぱり、あと残りの方法は、やっぱり、維持費に要する修理費、そういった項目しかないと思うんです。ですからこの項目は現在もちらっと聞きましたけれども、性質別の予算割ができていのかどうかですね、できていなければこれ話しになんないですから、その時はその時でいいですけども、その2点だけちょっとお伺いいたします。

○児山寿明議長 町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 今のご質問、私は、そのとおりだと考えております。ただ、いわゆる予算執行して行く時に、例えば、これは館岩の例、少し関心あるかと思えますけれども、小学校の問題があるんですね、これは、いわゆる旧館岩村では、いわゆる平成18年から合併協議の中で、実は館岩村では2年計画で、18、19として建てるという計画もっていた訳です。合併協議会の中で、いわゆる合併特例債とか、そういうものを10年間、きちっと割り振りしたいということがありまして、そういう中で、なかなか財政的に厳しいという中で、これ3年という形で当初行ったんです。ただ、文部省は3年計画では

補助金出せませんと、文部科学省は、そういうことになったんです。ですから、例えば、今度は合併協議のうえで、じゃあ2年でいいでしょうという了解を合併協議会の中で各町村の首長にとりつけました。そして、18年度の中で、いわゆる予算を、上がっていますけれどもですね、そういう予算を計上させていただいたんです。なぜ予算を計上したかといいますと、新しい町長が誕生されてからでは、いわゆる予算を決めないと文部科学省に対して国、県に対して、いわゆる補助金申請というのができないんです。そういう絡みがありまして、予算を計上して、そして、いわゆる決定をして、そして、こういうことで借りていきたいから補助金を、お願いをしたいという交渉をしなければ、それが新しい町長が誕生するまで待つておりますと、非常に遅れて、18年度の着工が、いわゆる雪が降る間際になると思う、恐れがある。私はそれを避けるためにですね、合併協議会の中で、いわゆる色々の助役をはじめ課長会議、それから助役会議、最終的には各首長の会議をやりまして、そして、了承を得てきている訳です。そういうものが、結構あるんですよ、例えば、南郷村のスキー場の関係4,000万ですか、計上しておりますけれども、しかし、これは、いわゆる運営補助金という形になるのかな、しかし、それを4月中に、それを皆さんの議決を得て出してやらないと南郷スキー場の運営そのものが、いわゆる運転資金というものは全然ないという形のままで、大問題になってくるという経過もあるわけです。そういうものが色々ありますので、これは申し訳ないんですが、そういう中で、予算を組まざるを得なかったと、そういう点は、ひとつご理解をちょうだいしたいと思います。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井裕健康福祉課長 先ほど性質別の経費のお話がありましたので、お答えさせていただきたいと思います。今回、暫定予算ということで、性質別の関係について財政的に分析はしておりますが、資料として、まだ、暫定というような状況なものですから、今回、敢えて議員各位の方には資料としてお渡ししていなかったということですが、本予算の提案の時には当然のことながら、予算の概要として正式なもので、ご提示できるものかと思えます。ただ、今ほど、星議員の方からありましたので、今回の暫定予算のですね、主な性質別の経費についての割合等については口頭で申し訳ないんですが、ご報告させていただきます。まず、人件費でございますが、一般会計ですが、14.9%でございます。物件費につきましては20.7%、それから維持補修費につきましては3.2%、扶助費につきましては2.1%、補助費等、いわゆる補助金等でございますが、これらにつきましては30.9%、それから、お話ありました普通建設事業費につきましては19.3%、それから大きなところで申しますと、あとは繰出金ではございますが、7.7%ということで、大きなものについては以上の構成割合になっているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○星登志一議員 実際に、維持補修費が3.2ということは1億5,000万くらいかなとこんなふうに思いますけれども、なるべくこれは職員全部でですね、目を皿のようにして、まず、先取りできるものはなるべく、その暫定の予算の中でですね、できるようにすれば少

しは業者も助かるんじゃないかと思うんです。なるべく、その予算の中で秋までまたなくてもできるということであれば、特に南会津郡の場合には4月から6月、当然、工事が少なくなる訳ですから、その間、特にそこにプラス暫定予算ということになると、ほとんどないと思うんです。私も協会に行って聞きましたけれど、田島の場合には、まだ、500万の800万、1,300万しか出ていないと、これで6月までの予算しかないという話も聞いていますので、なるべくそこは業者を助ける意味ということで、予算を作っているのであればね、なるべく、そういった早出しということを執行部に考えていただきたいと、そんなふうに思います。それと、もうひとつは、やはり、急ぎの予算はあるんでしょうけれども、新しく議会のほうも委員会ができましたから、もし、その時間、余裕ができた時には委員会に、その詳細を報告しながら計画を執行していったほうが、私はスムーズにいくんじゃないかと思えますので、その辺を、ご答弁いただきたいと思えます。

○児山寿明議長 町長職務執行者。

○星光芳町長職務執行者 合併が3月20日にした訳ですね、そういう中で、正直言います、いわゆる4月4日の議会の開会まで、わずかな時間しかなかった訳ですよ。本来であれば、今、お話のような、例えば議会にですね、ご相談を申しあげて、委員会とかなんかにご相談申しあげてやることは理想的なことだと私もそういうことを思っておりますけれども、ただ、何しろ議会までわずか20日から14日ですか、くらいしかなかった訳ですから、そういう中で、本当に処理しなければならない書類、私も執行者として20日からこちらへまいりましたけれども、それは毎日、専決するのがこのくらいある。書類。中々、間に合わないと、私は事務局にもっと議会の開催を遅らせることができないか、そうしたら、それは4月4日に決まったからだめだと、そういう中でね、非常にこう手続き上、私にすれば、例えば、学校統合なんか、小学校統合はこれは旧館岩村では決まっていたことなんです、そして、協議会の中でも、ご了承いただいていることなんです、やはり、本来ならば議会にご相談申しあげてね、そして、ご理解を賜るということは大事だと思っておりますけれども、何しろ時間がなかった。そして、先ほど申しあげたように、それを早くやっておいて、新しい町長が誕生されて直ぐ、やはり、入札とかかかれるような状態までにしておかななくてはならない。補助金の関係あります。工事の発注もありますよ、そういう中で、やむを得ずせざるを得なかったということ、まず、ご理解をいただきたいと思えます。ただ、お話のように雪が消えて公共事業が少なくなって非常に業者の人、それから、そこに働く人たちが、非常に困っておられることを、これは分かります。しかし、中々、そこまで早期発注が、いわゆる職務執行者側でできるかといいますと、中々これは難しいものがあるんです。やはり、新しい町長の政策展開というものが必要ですから、そういう中で、やはり、できなかった。ですからもう少し、議会の開会が、例えば、これは正副議長とか、常任委員長とか議員の構成をしなければならぬとか、十分わかっていたんですが、そういう意味もあって、4日ということが決まったものですから、そういう中で臨時会がおろそかになったということは大変、これは理由にならないかもしれませんが、ひとつ、その辺の事情は、ご理解をちょうだいしたいと、このように思います。

○児山寿明議長 ほかに、ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○児山寿明議長 ないようですので、専決第17号の質疑を終わります。

議案第6号、専決第18号から専決第24号の質疑

○児山寿明議長 次に、専決第18号、平成18年度南会津町国民健康保険特別会計暫定予算から専決第24号、平成18年度南会津町水道事業会計暫定予算までの質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 ないようですから、専決第18号、平成18年度南会津町国民健康保険特別会計暫定予算から専決第24号、平成18年度南会津町水道事業会計暫定予算までの質疑を終わります。

以上で、議案第6号、専決処分についての質疑を終結いたします。

議案第6号、討論・採決

○児山寿明議長 これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、これを承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決しました。

常任委員の所属変更の件について

○児山寿明議長 次に、日程第7、常任委員の所属変更の件を議題といたします。

総務委員会の大山卓君から、文教厚生委員会に、文教厚生委員会の阿久津進君から、総務委員会に、それぞれ常任委員会の所属を変更したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

大山卓君および阿久津進君から申し出のとおり、それぞれ、常任委員会の所属を変更することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決しました。

議員派遣の件について

○児山寿明議長 次に、日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動があります。お諮りいたします。

ご配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の派遣活動とすることに決しました。

閉会中の所管事務調査について

○児山寿明議長 次に、日程第9、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

これで、本日の議事日程は終了いたしました。
上衣の着衣を求めます。

閉会の宣言

以上で、今期臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、平成18年第1回南会津町議会臨時会を閉会いたします。
大変、長時間にわたり、慎重審議、誠にありがとうございました。ご苦労様でした。

午後5時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

南会津町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員